2-896-561-**02**(1)

ロケーションフリーベースステーション

取扱説明書

お買い上げいただきありがとうございます。

本書をご覧になる前に「かんたん準備ガイド」（別紙）裏面の「安全のために」を必ずお読みください。

NET AV

LF-PK20

目 次

■ ベースステーション編

ロケーションフリープレイヤー編については、プレイヤーのインストール後に表示される取扱説明書の 2 ページをご覧ください。

ちょっと一言

- 取扱説明書内の画面イラストはイメージです。

ロケーションフリーとは？

「ロケーションフリー」を使えば、リビングで見ていたテレビや撮りためた映像などのコンテンツを、さまざまな機器で、リビング以外の場所でも楽しめます。
テレビアンテナや DVD レコーダーなどをつないだベースステーションから、ワイヤレス LAN やインターネット経由で、パソコンや PSP®、ロケーションフリー TV ボックスなどの機器へ映像を送信することができます。また、離れた場所から DVD レコーダーの録画 / 再生 / 停止のような操作をすることもできます。
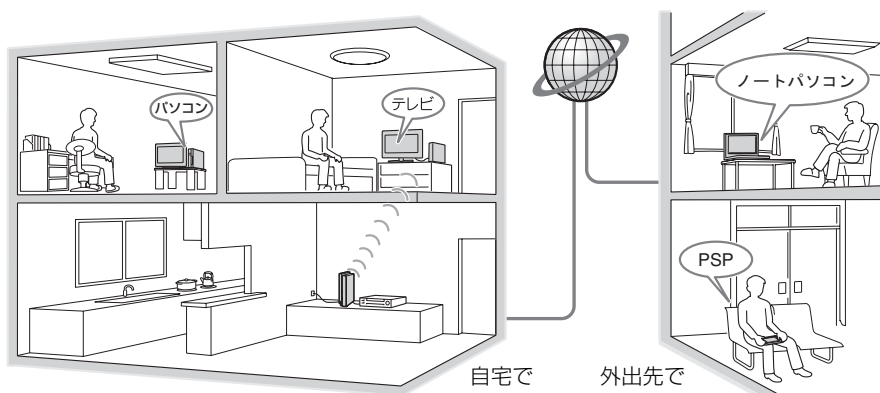
ロケーションフリーベースステーションとは？

ベースステーションの役割

ロケーションフリーベースステーションを使うと、家の中のさまざまな場所や外出先でテレビ番組やビデオを視聴できるようになります。ロケーションフリーベースステーションにはワイヤレス LAN 接続機能が備えられています。DVD プレイヤーやビデオなどをベースステーションに接続すると、ワイヤレス LAN でモニター機器に映像を送信できるようになります。ベースステーションを自宅のリビングルームに設置しておけば、ロケーションフリープレイヤーをインストールしたパソコンなどを使って、家の中のどこからでもテレビ番組やビデオを視聴できるようになります。

ロケーションフリーベースステーションをルーター経由でインターネットに接続すれば、外出先でビデオ映像を視聴することもできます。ロケーションフリープレイヤーをインストールしたパソコンを使って、ホテルのブロードバンド回線や空港の公衆無線 LAN から自宅のロケーションフリーベースステーションに接続し、テレビやビデオ機器を遠隔操作で楽しめます。

自宅にワイヤレス環境をお持ちでない場合は、ロケーションフリーベースステーションを自宅用のワイヤレスアクセスポイントとして、パソコンなどの機器をワイヤレスで使うことができます。
また、すでに自宅にワイヤレス環境をお持ちの場合は、ワイヤレスアクセスポイントとベースステーションをワイヤレスで接続することもできます。

ロケーションフリーベースステーションでできること

- アンテナで受信したテレビ番組や、DVD プレイヤーなどのビデオ機器の映像をワイヤレス LAN や有線 LAN、インターネット経由でモニター機器に送信できます。
- ワイヤレスアクセスポイントとして使用すると、ワイヤレス LAN 機能を備えたパソコンでインターネットの閲覧やメールの送受信ができます。
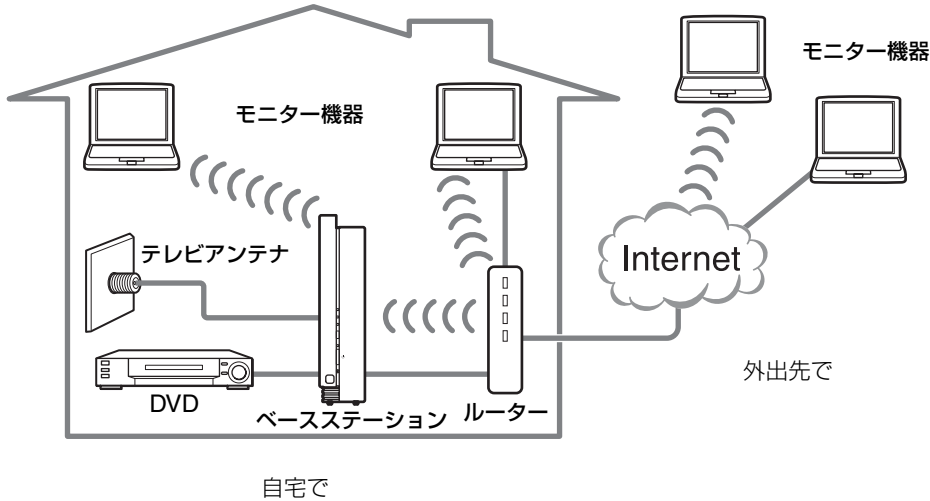
ちょっと一言

- コピー防止信号がかけられたビデオ、DVD などのソフトによっては、視聴ができない場合があります。
- 本機は、電源が入っているときは常に電波を出しています。
- NetAV 機能を使用する場合、上り下りの実効速度 300 kbps 以上のブロードバンド回線を推奨します。
- プロキシサーバー経由では、NetAV はできません。

ご注意

- 本機は、お買い上げ時のワイヤレスモードがアクセスポイントになっており、2.4GHz/5GHz 帯のワイヤレス通信を切り換えて使用できます。
- 本機は 2.4GHz/5GHz 帯のワイヤレス通信を使用します。ワイヤレス LAN 機器や電子レンジのように周囲に電波を出す機器があったり、壁や床などの材質によっては、通信が不安定になることもあります。また、医療機器などのそばでは利用しないようにしてください。詳しくは、「かんたん準備ガイド」（別紙）裏面の「安全のために」の「ワイヤレス通信に関するご注意」、本書の「ワイヤレス設定（アクセスポイント）」（☞ 30 ページ）をご覧ください。
- ワイヤレスモードをクライアントに設定したときは 2.4GHz 帯のワイヤレス通信を使用します。
- 外出先から NetAV を使用するときは常に、自宅にあるベースステーションやルーター、接続している機器の電源を入れておき、インターネット経由で接続できるようにしておく必要があります。
- NetAV 機能は、個人で楽しむ目的以外では使用できません。
- 5 GHz 帯は 5150 ～ 5250 MHz（W52[36/40/44/48ch]）に対応しています。詳しくは、「かんたん準備ガイド」（別紙）裏面の「安全のために」の「ベースステーションのワイヤレス通信について」をご覧ください。

各部の名前とはたらき

ベースステーション正面

ベースステーション背面

ベースステーション底面

⇨ 正面
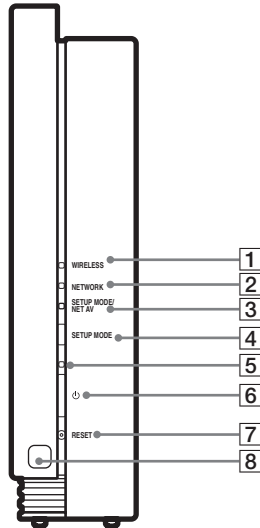
1 ワイヤレスランプ
ワイヤレス通信の状態を示します。
オレンジ色点灯：5GHz で通信しています。（アクセスポイントモード時）
緑色点灯：2.4GHz で通信しています。
緑色点滅：2.4GHz でリンク準備をしています。（クライアントモード時）

2 ネットワークランプ
ネットワークへの接続状態を示します。
緑色点滅：接続準備をしています。
緑色点灯：接続しています。
なお、データの送受信中は速く点滅します。
消灯：接続していません。（アクセスポイントモード時）

3 セットアップモード /NetAV ランプ
セットアップモードの状態とモニター機器と接続されたときの接続状態を示します。
緑色点灯：ベースステーションに接続しています。
オレンジ色点滅：セットアップモードになっています。
オレンジ色点灯：自動 NetAV テスト失敗。
消灯：ベースステーションに接続していません。
赤色点灯：ベースステーション初期化実行時。

4 セットアップモードボタン
モニター機器を登録するときに押します。
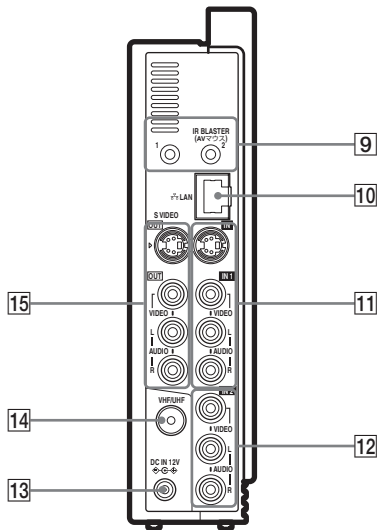
5 電源ランプ
電源の状態を示します。
緑色点灯：電源が入っています。
赤色点灯：電源を切る準備をしています。
赤色点滅：異常検出時。
消灯：電源が切れています。

6 電源ボタン
ベースステーションの電源の入 / 切を行います。

7 リセットボタン
ベースステーション内のすべての設定をお買い上げ時の状態に戻します。

8 学習リモコン用受光部
リモコンコードを学習させたり、画面リモコンを設定する際に、この受光部でリモコンコードを判別して設定します。

9 AV マウス端子 1/2
付属の AV マウスと別売りの AV マウスをつなぎます。

10 LAN 端子
LAN ケーブルをつなぎます。

11 ビデオ入力 1（S 映像・映像・音声）端子
音声・映像コードをつなぎます。

12 ビデオ入力 2（映像・音声）端子
音声・映像コードをつなぎます。

13 DC IN 端子
付属の AC パワーアダプターをつなぎます。

14 VHF/UHF 端子
アンテナ接続ケーブルをつなぎます。

15 ビデオ出力（S 映像・映像・音声）端子
音声・映像コードをつなぎます。ビデオ入力 1 端子 11 につないだ機器の信号をそのまま出力します。

16 ワイヤレスモード切り換えスイッチ
AP：本機をワイヤレス通信のアクセスポイントとして使用するときに選びます。
CLIENT：ワイヤレスルーターとワイヤレスで接続するときに選びます。

箱の中身を確かめる

箱を開けたら、次の物がそろっているか確認してください。（　）内は個数を表します。

● 本体（1）
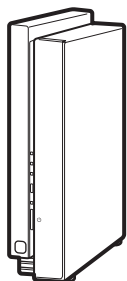
● AC パワーアダプター（1）
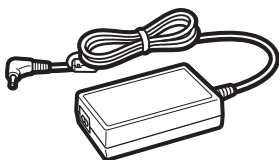
● 電源コード（1）
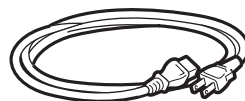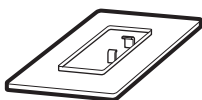
● スタンド（1）

● アンテナ接続ケーブル（1）
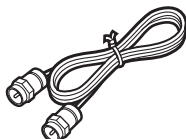
● AV マウス（1）

● 取扱説明書（1）
● かんたん準備ガイド（1）
  • 安全のために
  • ダイナミック DNS 利用に関するお知らせ
● アナログ停波のお知らせ（1）
● 保証書（1）
●「使用上のご注意」シール（1）

ダイナミック DNS サービスご利用条件の同意

インターネット経由で本製品を使用するには、ソニー株式会社が提供するダイナミック DNS サービス（無料）をご利用いただく必要があります。「かんたん準備ガイド」（別紙）裏面の「ダイナミック DNS 利用に関するお知らせ」をよくお読みの上、本製品をご使用ください。

接続方法を確認する

下記の 2 つの接続方法から選んでください。詳しくは、「かんたん準備ガイド」（別紙）をご覧ください。

Type A：本機をワイヤレスルーターとワイヤレスで接続する
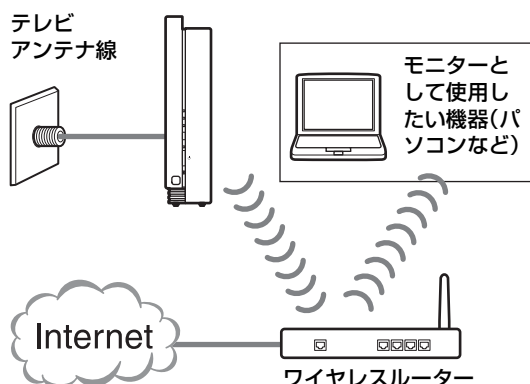
「① ワイヤレスルーターに接続するための準備を行う」（☞ 10 ページ）に進んでください。

Type B：本機をワイヤレスアクセスポイントとして使用する（またはルーター経由で有線 LAN で接続する）
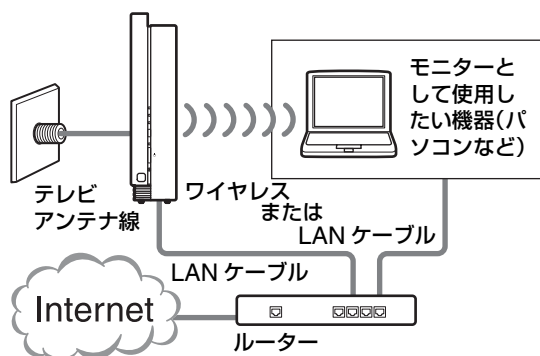
「② ベースステーションの配線を行う」（☞ 12 ページ）に進んでください。

ワイヤレスモード切り換えについて

ベースステーションのワイヤレス通信機能は、アクセスポイントかクライアントのどちらかのワイヤレスモードで動作します。ワイヤレスモードはベースステーション底面のワイヤレスモード切り換えスイッチで切り換えます（☞ 6 ページ）。お使いのネットワーク環境に合わせてワイヤレスモードを切り換えてご使用ください。

アクセスポイント（AP）

ベースステーションをワイヤレスアクセスポイントとして直接モニター機器を接続する場合や、ベースステーションを LAN ケーブルでルーターに接続して使用する場合は、アクセスポイント（AP）に設定します。

クライアント（CLIENT）

ルーターの設置場所とベースステーションの設置場所が離れているなど、ベースステーションとルーターをワイヤレスで接続して使用する場合は、クライアント（CLIENT）に設定します。ルーターの電波が届く範囲内で、家の中の好きな場所にベースステーションを設置できます。ベースステーションをワイヤレスアクセスポイントとして使用することはできません。

クライアントの設定を行うには、ベースステーションとワイヤレスルーターをいったん LAN ケーブルで接続する必要があります。またこの設定はロケーションフリープレイヤー（LFA-PC20）をインストールしたパソコンから行います。

① ワイヤレスルーターに接続するための準備を行う

ワイヤレスでベースステーションとルーターを接続する準備を行います。ベースステーションはクライアントモードに設定します。ベースステーションをワイヤレスアクセスポイントとして使用することはできません。
設定の際は、ベースステーションを LAN ケーブルでワイヤレスルーターに接続します。ベースステーションにワイヤレスルーターの情報を保存して、ベースステーションを再起動したあとに、LAN ケーブルをはずします。
設定には、ワイヤレスルーターの SSID と暗号化の情報（WEP キー）が必要です。ワイヤレスルーターの設定ページなどから確認してください。

ご注意
ベースステーションをワイヤレスでルーターと接続するための設定は、ロケーションフリープレイヤー（LFA-PC20）をインストールしたパソコンから行います。

1 ベースステーション底面のワイヤレスモード切り換えスイッチを、CLIENT に切り換える。
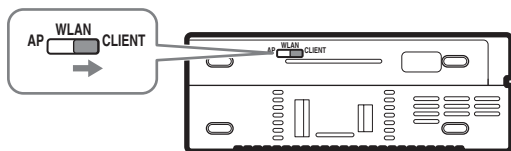
ワイヤレスでルーターと接続する場合は、必ずクライアントモードに切り換えてください。

2 LAN ケーブルでベースステーションとルーターを接続する。

設定のため、ベースステーションとルーターを LAN ケーブルで接続します。LAN ケーブルの片方のコネクターをベースステーション背面の LAN 端子につなぎ、もう片方のコネクターをルーターの LAN 端子につなぎます。
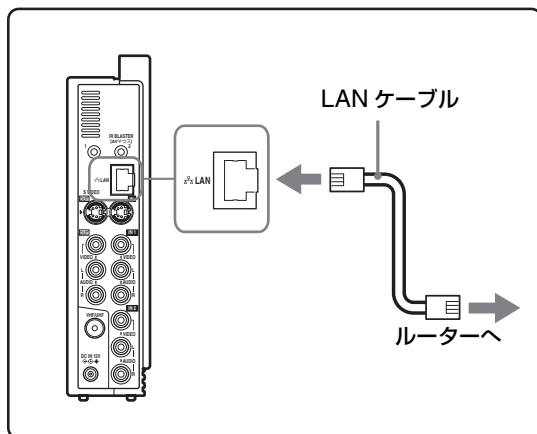
ご注意
LAN 端子には指定以外のネットワーク（LAN）や電話回線を接続しないでください。誤って接続すると、本機の故障の原因となります。

3 ベースステーションに電源コードをつなぐ。

ご注意

- 付属の AC パワーアダプターを使用してください。
- AC パワーアダプターのコードとアンテナ接続ケーブルを一緒に束ねないでください。電波の弱い地域では、テレビ画像にノイズが発生する場合があります。
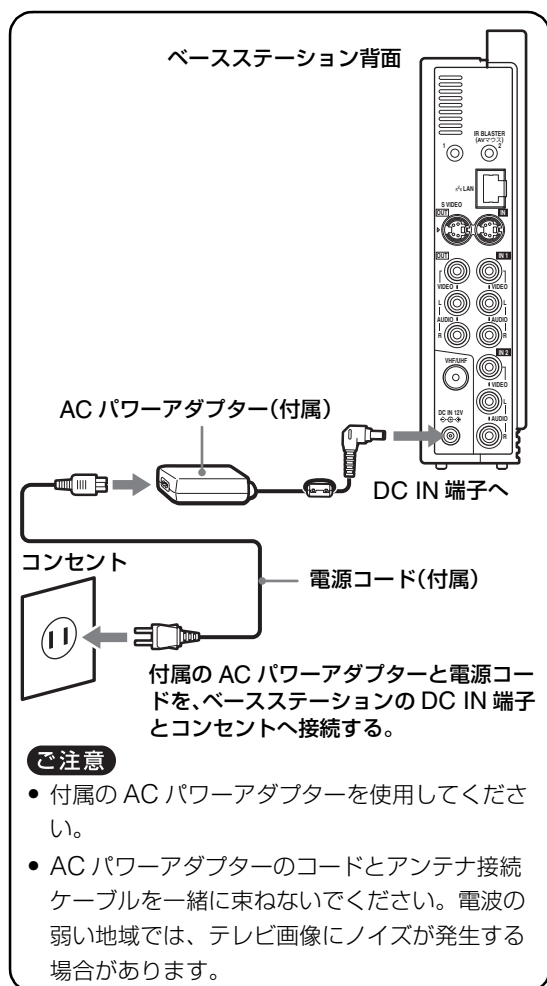
4 ベースステーション正面にある電源ボタンを押して電源を入れる。
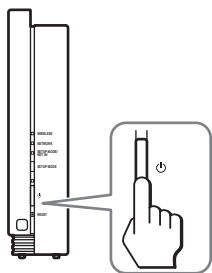
5 ベースステーション正面のランプを確認する。

電源ランプ：緑色に点灯。
セットアップモード /NetAV ランプ：緑色に点滅（自動 NetAV テストが始まると点滅は終了します）。
ワイヤレスランプ：緑色に点滅。
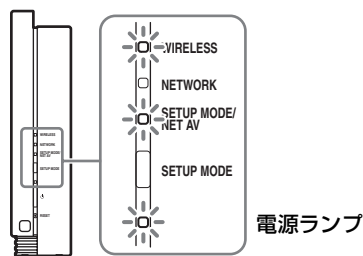
6 パソコンにロケーションフリープレイヤー(LFA-PC20)をインストールする。

ロケーションフリープレイヤー編「はじめの準備」の説明にしたがって、ロケーションフリープレイヤーをインストールします。

7 ロケーションフリープレイヤーを起動し、ワイヤレス設定までを行う。

ロケーションフリープレイヤー編「はじめの準備」の説明にしたがって、ワイヤレス設定を行います。画面にしたがい、ベースステーションを再起動させてください。

8 ワイヤレスランプを確認する。

ワイヤレスランプが緑色に点灯しているのを確認してください。

9 電源ボタンを押して、電源を切る。

10 ベースステーションから LAN ケーブルと電源コードを抜く。

「② ベースステーションの配線を行う」（☞ 12 ページ）に進んでください。
ベースステーションの配線が終わったら、そのままロケーションフリープレイヤーの設定を続けてください。

② ベースステーションの配線を行う

手順 1:ワイヤレスモードを確認する

ベースステーション底面のワイヤレスモード切り換えスイッチを確認する。
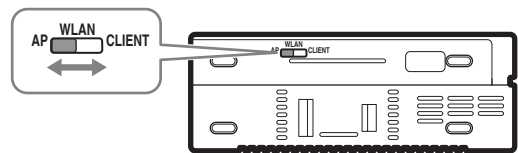
Type A の場合（☞ 9 ページ）
ワイヤレスモード切り換えスイッチが「CLIENT」になっていることを確認してください。
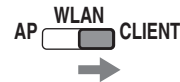
Type B の場合（☞ 9 ページ）
ワイヤレスモード切り換えスイッチが「AP」になっていることを確認してください。
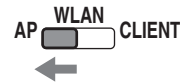
手順 2:スタンドをベースステーションに取り付ける

ベースステーションを設置したときに安定するように、付属のスタンドを取り付けて使用してください。

ご注意

ベースステーションは壁から 10 cm 以上離して設置してください。

スタンドのツメをベースステーション底面の穴に差し込み、固定する。
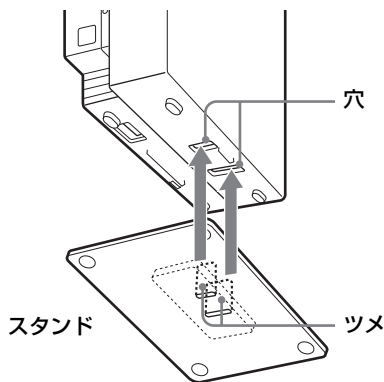
2 つのツメは大きさが異なるので、穴の大きさに合わせて差し込んでください。

手順 3:テレビアンテナをつなぐ

テレビアンテナのつなぎかたは、壁のアンテナ端子の形によって異なります。
壁のアンテナ端子の形によっては、別売りの変換コネクターや分配器などが必要です。詳しくは、販売店などにご相談ください。
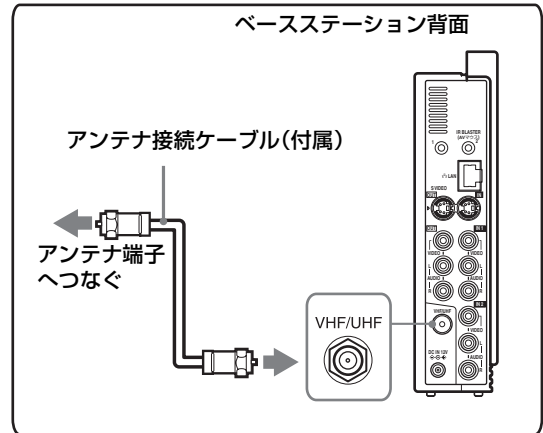
地上アナログ放送は 2011 年 7 月 24 日に終了の予定です。詳しくは、「アナログ停波のお知らせ」(☞ 45 ページ)をご覧ください。

きれいな画像を楽しむために

本機で安定した画像を楽しむためには、アンテナの接続状態がとても重要です。下記のようにアンテナの接続と設置を確実に行い、妨害電波を受けにくい安定した受信状態を確保してください。

- ベースステーション背面の VHF/UHF 端子への接続は、付属のアンテナ接続ケーブルを使ってください。
- 壁のアンテナ端子の形状によっては、付属のアンテナ接続ケーブルが使用できないことがあります。その場合は別売りの変換コネクターや分配器などが必要です。詳しくは、販売店などにご相談ください。
- アンテナ線は他の電源コードや接続ケーブルからできるだけ離してください。
- 室内アンテナは特に電波妨害を受けやすいため、使わないでください。

ご注意

フィーダー線は同軸ケーブルよりも雑音電波などの影響を受けやすいため、信号が劣化します。
フィーダー線をご使用になる場合は、ベースステーションからできるだけ離してください。

ケーブルテレビをつなぐ場合は

ケーブルテレビの方式により、接続や準備の方法が異なります。ケーブルテレビ会社にお問い合わせください。
本機でケーブルテレビを見るときは、本機のビデオ入力端子にケーブルテレビのホームターミナルをつないでください。

ご注意

ケーブルテレビを受信するときは、使用する機器ごとにケーブルテレビ会社との受信契約が必要です。さらにスクランブル（放送の内容が見られないようにするための処理）のかかった有料放送の視聴には、別途ホームターミナルが必要になります。詳しくはケーブルテレビ会社にお問い合わせください。

共同受信システムのときは

お住まいのマンションの共同受信システムによって、壁のアンテナ端子への接続のしかたが異なります。マンション管理会社（または管理人や管理組合など）に、共同受信システム方式を確認して、その指示にしたがって、接続および受信方法の設定を行ってください。

手順 4:外部入力 / 出力にビデオ機器をつなぐ

ビデオ、AV アンプ、DVD プレイヤー / レコーダー、デジタルチューナーなど、映像・音声入出力端子のある機器を接続できます。つなぐ機器の取扱説明書もあわせてご覧ください。
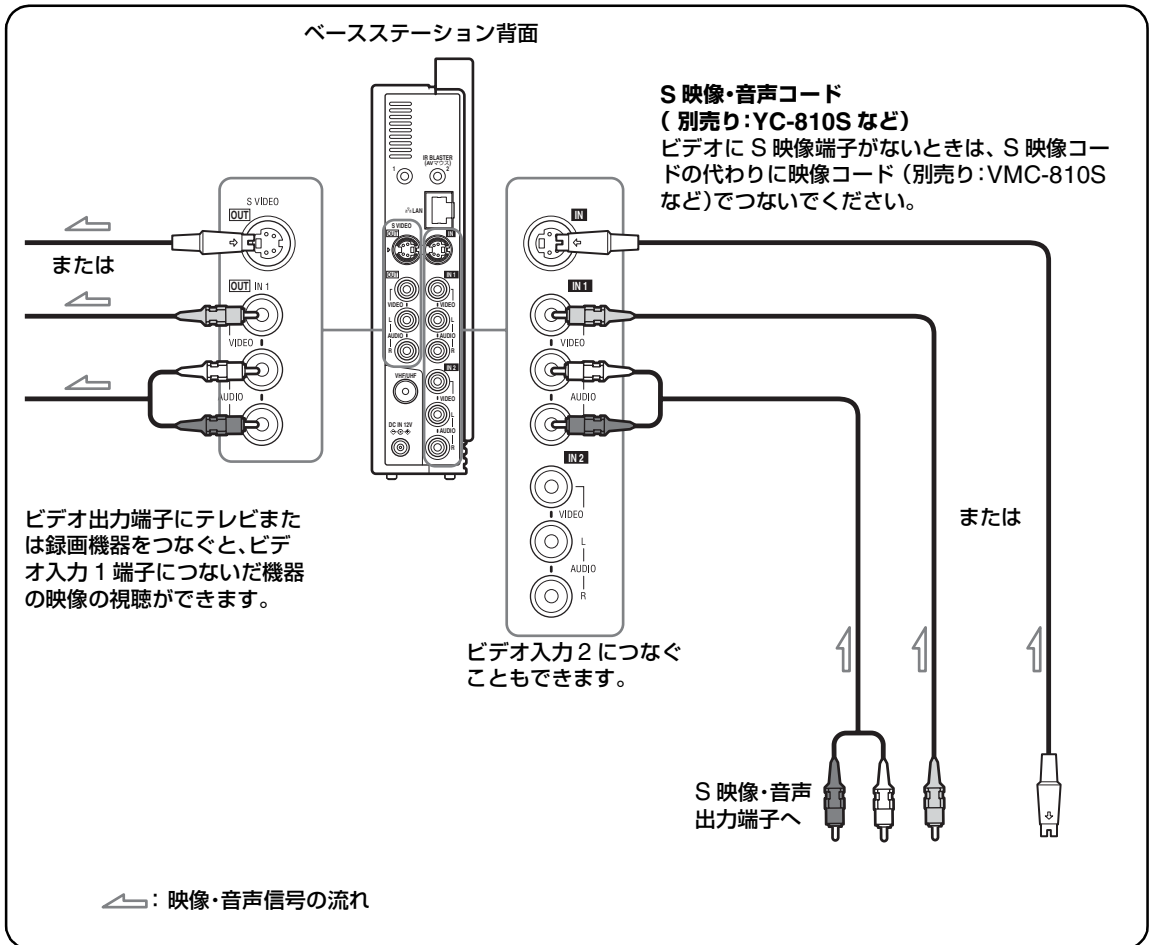
つないだ機器の映像を見るには

インデックス画面を表示し、つないだビデオ入力端子に応じて［ビデオ入力 1］、［ビデオ入力 2］ボタンを選びます。

ちょっと一言

ロケーションフリープレイヤーから他機器を操作するには、付属の AV マウスを接続する必要があります。次項の「AV マウスを設置する」をご覧ください。

ご注意

DVD プレイヤーをビデオデッキ経由で本機につないだときは、ビデオデッキの録画防止機能（コピーガード）が働き、DVD の映像が乱れたり、暗くなったりすることがあります。DVD プレイヤーは本機のビデオ入力端子に直接つないでください。

AV マウスを設置する

ベースステーションにつないだ機器に付属の AV マウスを取り付けます。
AV マウスを取り付けると、つないだ機器を画面リモコンで操作できるようになります。
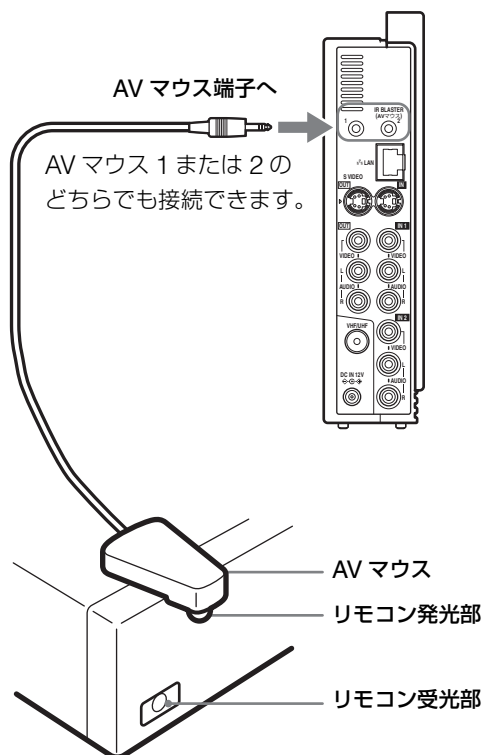
AV マウスはつないだ機器のリモコン受光部の真上（または真下）に設置してください。真下に設置する場合は AV マウスのリモコン発光部を上に向け、機器の底面に張り付けるように置いてください。

リモコン受光部の位置は機器によって異なりますので、つないだ機器の取扱説明書をご覧になって確認してください。

ご注意

AV マウス裏面のシールは、まだはがさないでください。
ロケーションフリープレイヤーのリモコン設定
（☞ ロケーションフリープレイヤー編の「テレビ／ビデオに関する設定を行う」の「画面リモコンの設定を行う」）が終わった後に、シールをはがして AV マウスを機器に固定してください。

1 つの AV マウスで 2 台の機器を操作するには、AV マウスと機器を次のように配置します。
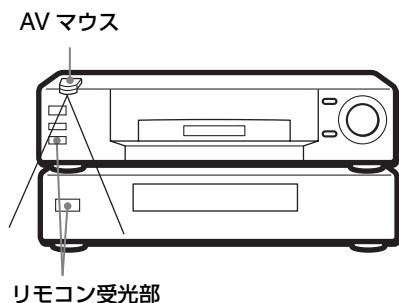
ご注意
機器の設置については、それぞれの機器の取扱説明書をご確認ください。

別売りのプラグアダプター PC-230M と AV マウスを使うと、最大 4 つまでの AV マウスを使用できます。
プラグアダプターをベースステーションの AV マウス端子につなぎ、AV マウスをそれぞれプラグアダプターの端子につないでください。

ちょっと一言

- AV マウスがベースステーションにつないだ機器まで届かない場合は、別売りの接続コード RK-G131（3m）で延長してください。
- ソニー製のビデオ機器などのリモコン受光部付近には IR マークが付いています。
- 1 つのビデオ入力端子に対して、画面リモコンを 2 種類設定できます。ベースステーションに直接接続した機器とその機器を通して入力した機器の 2 台を、画面リモコンで操作できます。詳しくは、ロケーションフリープレイヤー編の「テレビ／ビデオに関する設定を行う」の「画面リモコンの設定を行う」をご覧ください。

手順 5:電源コードをつなぐ

1 ベースステーションに電源コードをつなぐ。

付属の AC パワーアダプターと電源コードを、ベースステーションの DC IN 端子とコンセントへ接続する。

ご注意

- 付属の AC パワーアダプターを使用してください。
- AC パワーアダプターのコードとアンテナ接続ケーブルを一緒に束ねないでください。電波の弱い地域では、テレビ画像にノイズが発生する場合があります。

準備と設置

つづく
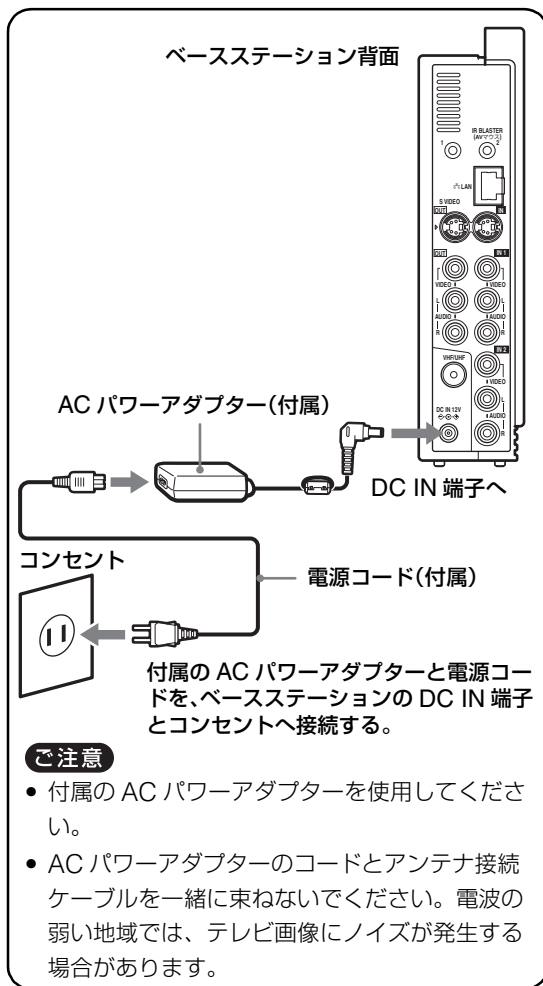
2 ベースステーション正面にある電源ボタンを押して電源を入れる。

3 ベースステーション正面のランプを確認する。
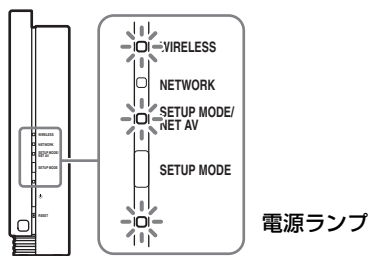
電源ランプ：緑色に点灯。
セットアップモード /NetAV ランプ：緑色に点滅（自動 NetAV テストが完了すると点滅は終了します）。

アクセスポイントモードの場合
ワイヤレスランプ：2.4GHz のときは、緑色に点灯。5GHz のときはオレンジ色に点灯。

クライアントモードの場合
ワイヤレスランプ：緑色に点滅。

ご注意
Type A（クライアントモード）の場合はワイヤレスランプが点滅から点灯に変わります。もし点滅したままの場合はルーターからの電波が届いていません。設置場所などを確認してください。

ちょっと一言

- ワイヤレス周波数が 2.4GHz 帯（IEEE802.11g/b）の場合は緑色、5GHz 帯（IEEE802.11a）の場合はオレンジ色に点灯します。
- ワイヤレス周波数帯はベースステーション設定（ワイヤレスアクセスポイント設定）で設定できます。

Type A（クライアントモード）の場合は、画面にしたがい、ロケーションフリープレイヤーの設定を続けてください。

Type B（アクセスポイントモード）の場合は、ここまでの接続が完了したら、家の中で使用することができます。
外出先からも使用したい場合は引き続き手順 6 に進んでください。

手順6:ベースステーションとルーターをLANケーブルで接続する(Type Bのみ)

1 **ベースステーションとルーターをLANケーブルで接続する。**

LANケーブルの片方のコネクターをベースステーション背面のLAN端子につなぎ、もう片方のコネクターをルーターのLAN端子につなぎます。

ご注意
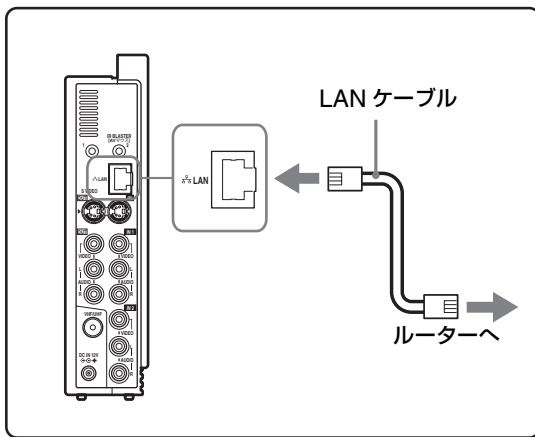
LAN端子には指定以外のネットワーク（LAN）や電話回線を接続しないでください。誤って接続すると、本機の故障の原因となります。

2 **ネットワークランプを確認する。**

ネットワークランプが緑色に点灯していれば、ルータの接続は完了です。

3 **セットアップモード/NetAVランプが消灯していることを確認する。**

ご注意

セットアップモード/NetAVランプがオレンジ色に点灯している場合は外出先からの設定が完了していません。「取扱説明書」をご覧ください。

ベースステーションをワイヤレスアクセスポイントとしてパソコンなどの機器を接続する(Type Bの場合のみ)

パソコンをワイヤレスでベースステーションに接続するには、パソコンのワイヤレスネットワーク接続を設定し、ベースステーションと通信できるようにします。

接続に必要な情報は「かんたん準備ガイド」（別紙）およびベースステーション側面のシールに記載されています。
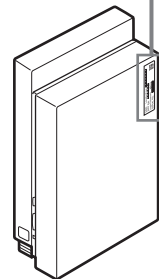
詳しい設定方法については、パソコンやワイヤレスLANカードなど、ワイヤレスLAN機器の取扱説明書をご覧ください。

ロケーションフリープレイヤー編「はじめの準備」の説明にしたがって設定を行ってください。

準備と設置

機器登録

ベースステーションの映像を視聴する前に、モニター機器をベースステーションに登録します。ベースステーションに登録されていないモニター機器では映像を視聴できません。
ロケーションフリープレイヤー LFA-PC20 をご自宅のパソコンにインストールした場合は、画面にしたがい機器登録を行ってください。設定が完了すれば、ベースステーションの映像を視聴できます。
外出先のパソコンに LFA-PC20 をインストールした場合は、インターネット経由で機器登録を行うためのドメイン名とポート番号、登録パスワードが必要です。必要な情報は「かんたん準備ガイド」（別紙）のシールに記載されていますので、事前に確認してください。
その他のモニター機器をベースステーションに登録して使用する場合は、本章の説明と機器付属の取扱説明書を参照して、機器登録してください。
モニター機器は 8 台まで登録できます。対応するモニター機器については、http://www.sony.co.jp/locationfree/ をご覧ください。

ご注意
テレビやビデオなどの映像を、登録した複数の機器で同時に見ることはできません。映像を見ることができるのは、常に 1 台の機器だけとなります。

セットアップモードボタンを使って機器登録する

ベースステーションの近くで機器登録するときは、ベースステーションのセットアップモードボタンを使って機器登録します。

1 ベースステーション正面のセットアップモードボタンを押す。
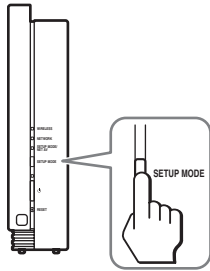
セットアップモード /NetAV ランプがオレンジ色に点滅します。

ご注意

アクセスポイントモードのときは 2.4GHz 帯が使用され、ベースステーション側面のシールの設定で動作します。

2 モニター機器を操作して、機器登録する。

ロケーションフリープレイヤー LFA-PC20 をインストールしたパソコンの場合は、ロケーションフリープレイヤー編「その他の設定」の「接続するベースステーションを追加登録する（機器登録）」の説明にしたがって、機器登録してください。
その他のモニター機器の場合は、機器付属の取扱説明書を参照して機器登録してください。

インターネット経由で機器登録する

ベースステーションが近くにない場合は、セットアップモードボタンを使う代わりに、登録パスワードを使って、インターネット経由での機器登録が可能です。
インターネット経由での機器登録に必要な情報を用意してください。「かんたん準備ガイド」（別紙）のシールまたはベースステーション設定画面で確認できます。

ご注意

登録に必要な情報の取り扱いには充分注意してください。他人に教えたり、インターネット上へ公開したりすると、予期しない第三者が勝手に登録を行う可能性があります。このような恐れが生じた場合は、ベースステーション設定の機器登録でインターネット経由での機器登録を無効にするか、登録パスワードを変更してください（☞ 28 ページ）。
また、すでに第三者に登録された可能性がある場合は、登録済み機器一覧から不要な登録を削除してください（☞ 28 ページ）。

1 機器登録に必要な情報を確認する。

「かんたん準備ガイド」貼付のシールを確認する

「かんたん準備ガイド」貼付のシールに、登録に必要なドメイン名とポート番号、登録パスワードが印刷されています。

ベースステーション設定画面から確認する

「現在の状態」画面の「インターネット経由での機器登録に必要な情報」に、必要なドメイン名とポート番号、登録パスワードが表示されます（☞ 26 ページ）。

2 確認した情報を使って機器登録する。

ロケーションフリープレイヤー LFA-PC20 をインストールしたパソコンの場合は、ロケーションフリープレイヤー編「その他の設定」の「接続するベースステーションを追加登録する（機器登録）」の説明にしたがって、機器登録してください。

つづく

その他のモニター機器の場合は、機器付属の取扱説明書を参照して、インターネット経由で機器登録してください。

ちょっと一言

PSP をインターネット経由で機器登録する場合は、ベースステーション設定の「機器登録」で機器登録用ファイルをダウンロードする必要があります（☞ 28 ページ）。機器登録用ファイルに対応した機器では、ドメイン名などの情報を入力せずに機器登録できます。

自動 NetAV テスト

自動 NetAV テストは、モニター機器が外出先からベースステーションに接続できるかどうか、ベースステーションの設定と自宅のルーターなどの設定を自動的にチェックする機能です。

ベースステーションの電源を入れたときに自動 NetAV テストを行います。自動 NetAV テストが始まるまでは、セットアップモード /NetAV ランプが緑色に点滅し、自動 NetAV テストが終わると下記のように変わります。

セットアップモード /NetAV ランプが消灯

自動 NetAV テストに成功していることを表します。外出先からベースステーションに接続するために、新たな設定を行う必要はありません。

セットアップモード /NetAV ランプがオレンジ色に点灯

自動 NetAV テストに失敗したことを表します。この場合は、原因などを確認する必要がありますので、ベースステーション設定で「NetAV テスト」を行ってください（☞ 25 ページ）。

なお、自動 NetAV テストは電源を入れたときに自動的に行われるほか、定期的に行われます。

リモコン受信

リモコンコードを学習する

ロケーションフリープレイヤー LFA-PC20 をお使いの場合は、ベースステーションを使って、ビデオ機器のリモコンコードを学習し、ロケーションフリープレイヤーの画面リモコンでビデオ機器を操作できます。詳しくはロケーションフリープレイヤー編の「テレビ／ビデオに関する設定を行う」の「画面リモコンの設定を行う」をご覧ください。

設定するリモコンを検索する

ロケーションフリープレイヤー LFA-PC20 をお使いの場合は、ビデオ機器の画面リモコンを選択する際、ビデオ機器付属のリモコンの信号をベースステーションに受信させて、設定できる機種一覧からお持ちの機器のリモコンを検索できます。詳しくはロケーションフリープレイヤー編の「テレビ／ビデオに関する設定を行う」の「画面リモコンの設定を行う」をご覧ください。
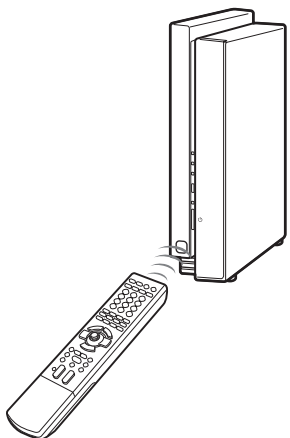
ワイヤレスアクセスポイント機能

ベースステーションをワイヤレスアクセスポイントとして使うと、ワイヤレス LAN 機能を搭載した機器からベースステーションを経由してインターネットに接続できます。

ちょっと一言

ベースステーションをパソコンのワイヤレスアクセスポイントとして使う場合は、IEEE802.11a/b/g のいずれかに準拠のワイヤレス LAN 機能が内蔵されたパソコンか、IEEE802.11a/b/g のいずれかに準拠したワイヤレス LAN カードが必要です。
IEEE802.11a で接続するには、W52 対応の機器が必要です。詳しくは、「かんたん準備ガイド」（別紙）の「ベースステーションのワイヤレス通信について」をご覧ください。

ご注意

- すべてのワイヤレス LAN 機器がベースステーションに接続できることを保証するものではありません。
- ベースステーションをワイヤレスアクセスポイントとして最大 16 台のワイヤレス LAN 機器を接続できますが、接続台数が増えると通信速度が低下する場合があります。例えば、ベースステーションが映像伝送中に、他のワイヤレス LAN 機器がベースステーションに接続して通信していると、映像をスムーズに送受信できない場合があります。

ベースステーションの設定

接続するモニター機器によって、ベースステーションの設定画面の見え方や設定できる項目が異なります。

ここではロケーションフリープレイヤー（LFA-PC20）をインストールしたパソコンについて説明します。

ベースステーションの設定画面を開く

本章では、ベースステーションの設定を詳細に行うための「ベースステーション設定画面」の各項目について説明します。「ベースステーション設定画面」では、ベースステーションの IP アドレスを設定したり、ワイヤレス LAN の暗号鍵を変更するなど、使用するネットワーク環境に合わせて詳細に設定できます。

設定を行う前に

- ベースステーションの電源が入っていることを確認してください。
- 外出先からはベースステーションの設定はできません。
- お買い上げ時、ベースステーション設定画面にはプライベート IP アドレスからのみアクセスできます。

ちょっと一言

ルーターを使ってベースステーションに接続する場合、ベースステーションに DHCP で IP アドレスが割り当てられるまでに時間がかかることがあります。IP アドレスが割り当てられるまでは、「ベースステーションの選択」画面にベースステーションは表示されません。ネットワークランプが点灯してから、手順 1 に進んでください。

1 設定したいベースステーションの右端の をクリックする。

LFA-PC20 以外でのベースステーション設定画面の開きかたについては、各モニター機器の取扱説明書をご覧ください。

ここを選ぶ

2 [ベースステーション設定] を選ぶ。
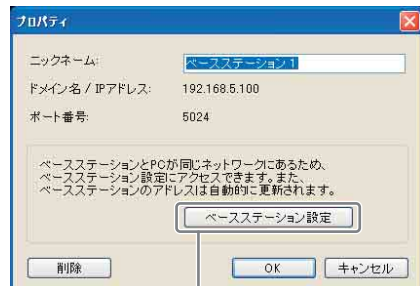
ここを選ぶ

Web ブラウザが起動して、「ベースステーション設定画面」が開きます。

手動で NetAV テストを行う

ベースステーションのセットアップモード / NetAV ランプがオレンジ色に点灯しているときは、自動 NetAV テストに失敗しています。その原因を調べるには、手動で NetAV テストを行います。

1 「ベースステーション設定画面」の[NetAV テスト]をクリックする。
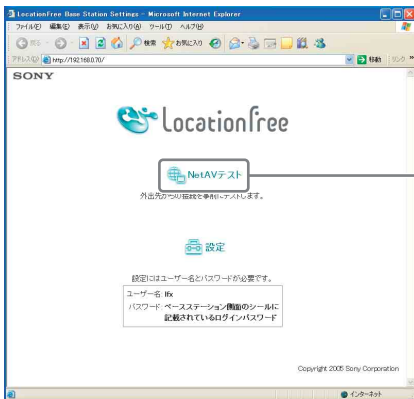
「NetAV テスト」画面が開きます。

2 [テスト]をクリックします。
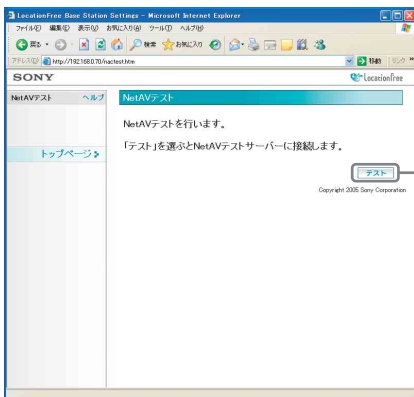
NetAV テストが開始されます。

NetAV テストがうまくいかなかったときは

NetAV テスト画面の説明をご覧になり、必要な設定を行ってください。

外出先からインターネット経由でテレビ / ビデオを見るには、ルーターが UPnP 対応で、かつルーターの UPnP 機能が有効に設定されている必要があります。ルーターの取扱説明書をご覧になり、お手持ちのルーターの設定を確認してください。

お手持ちのルーターが UPnP に非対応の場合やルーターの UPnP 機能を使用しない場合、または UPnP 機能を使ってうまく設定できない場合は、ルーターのポートフォワーディング設定が必要になります。

ちょっと一言

- ルーターのポートフォワーディング設定を行うには、ベースステーション設定画面の「回線設定」で IP アドレスを固定する必要があります。詳しくは、ルーターの取扱説明書、および「UPnP 非対応のルーターをお使いの場合」（☞ 27 ページ）をご覧ください。
- UPnP 対応のルーターの中には、特定のメッセンジャーサービスやゲームのみに対応したものがあります。その場合は、ルーターのポートフォワーディング設定を行ってください。

ベースステーションの詳細設定を行う

ベースステーションの詳細な設定項目を確認・変更します。設定にはユーザー名とパスワードが必要です。

1 「ベースステーション設定画面」の[設定]をクリックする。
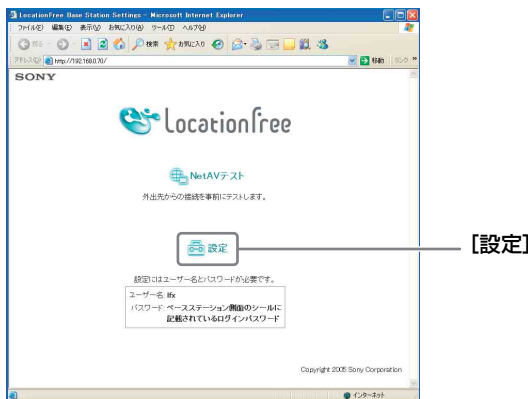
パスワードの入力画面が開きます。

2 ユーザー名(lfx:エル・エフ・エックス)とパスワードを入力し、[OK]をクリックする。

ログインすると、「現在の状態」画面が開き、設定情報が表示されます。

ちょっと一言

お買い上げ時の初期パスワードはベースステーション側面のシールおよび「かんたん準備ガイド」(別紙)のシールに記載されているログインパスワード(LoginPassword)です。
パスワードは「パスワード変更」(☞ 34 ページ)で変更できます。

現在の状態を確認する

「設定情報」画面で[現在の状態]をクリックすると、現在のベースステーションの設定内容や状態を確認することができます。
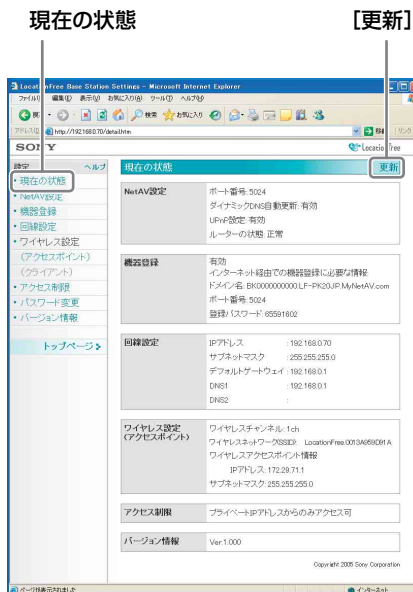
最新の状態を表示するには、[更新]をクリックします。

「設定」画面の基本操作

ここでは、「設定」の各画面共通の操作について説明します。
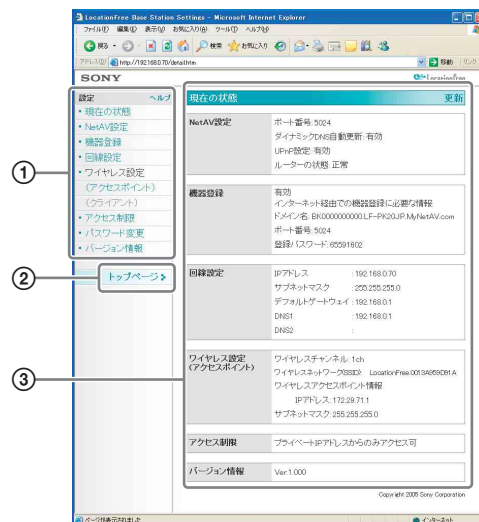
① 設定したい項目をクリックします。
項目をクリックすると、右側のページに各項目に応じた内容が表示されます。
② 「ベースステーション設定画面」に戻ります。
③ 設定や操作を行います。設定を行った場合は、必ず［セット］をクリックし、設定内容を保存してください。

以降では、各画面ごとに設定項目の詳細や操作のしかたについて説明します。

NetAV 設定

NetAV 機能を利用するための詳細設定を行います。
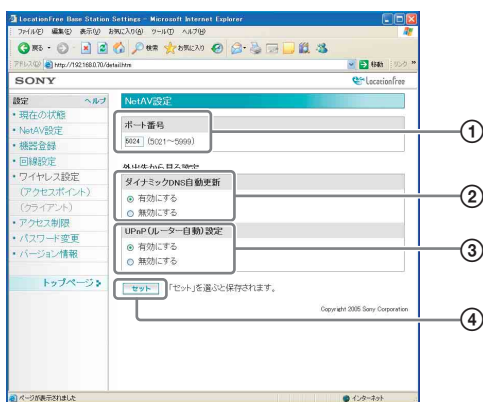
① 自宅に複数台のベースステーションがあり、すでに 5024 が使われている場合は、重複しないように NetAV サーバーのポート番号を変更します。
ポート番号は、5021 ～ 5999 の範囲で設定できます。
お買い上げ時は 5024 に設定されています。
② ダイナミック DNS 自動更新を有効にするか、無効にするかを選びます。お買い上げ時は「有効にする」に設定されています。
有効に設定すると、自動 NetAV テスト（☞ 22 ページ）もあわせて行います。
③ 「UPnP（ルーター自動）設定」を有効にするか、無効にするかを選びます。
「無効にする」に設定した場合は、ルーター側でポートフォワーディングの設定をする必要があります。
お買い上げ時は「有効にする」に設定されています。
④ ここをクリックすると、設定が変更されます。

UPnP 非対応のルーターをお使いの場合

NetAV 設定の「UPnP（ルーター自動）設定」を「無効にする」に設定してください。また、ルーターのポートフォワーディング設定が必要です。以下の手順でベースステーションの IP アドレスを設定してください。

ちょっと一言
以下の説明で使用している IP アドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイは例です。お使いのルーターの IP アドレスの設定を確認してから設定を行ってください。

1 「回線設定」画面（☞ 29 ページ）の「IP アドレス設定」を「手動」に変更し、次のように入力する。

IP アドレス：192.168.0.64 ＊ 1
サブネットマスク：255.255.255.0
デフォルトゲートウェイ：192.168.0.1 ＊ 2

＊ 1 ルーターの IP アドレスが 192.168.0.1 の場合の入力例。
ルーターの IP アドレスが 192.168.1.1 の場合は、IP アドレスは 192.168.1.64 を入力してください。なお、ベースステーションを複数台使用する場合は、64 と 65 など、それぞれ異なる設定をしてください。

＊ 2 ルーターの IP アドレスが 192.168.0.1 の場合の入力例。
ルーターの IP アドレスが 192.168.1.1 の場合は、デフォルトゲートウェイは 192.168.1.1 を入力してください。

2 「DNS 設定」を「手動」に変更し、次のように入力する。

DNS1：192.168.0.1 ＊ 3
DNS2：空欄のままでかまいません。

＊3 ルーターの IP アドレスが 192.168.0.1 の場合の入力例。
ルーターの IP アドレスが 192.168.1.1 の場合は、DNS1 は 192.168.1.1 を入力してください。

3 ［セット］をクリックする。

4 ルーターのポートフォワーディングの設定を行う。

「NetAV 設定」（☞ 27 ページ）で設定したポート番号を入力してください。
詳しくは、ご使用のルーターの取扱説明書をご覧ください。

機器登録

登録済み機器の一覧表示と、登録の解除を行えます。また、インターネット経由での機器登録を無効に設定したり、登録パスワードを変更できます。
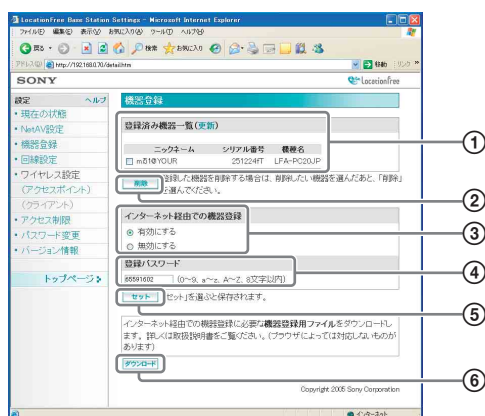
① 現在ベースステーションに登録されている機器の一覧が表示されます。
ニックネームの表示方法は登録したモニター機器によって異なります。
［更新］をクリックすると、一覧の情報が更新されます。

② 一度登録した機器からのベースステーションへの接続をやめたいときに、「登録済み機器一覧」リストの登録解除したい機器をチェックし、［削除］をクリックします。

③ インターネット経由での機器登録はお買い上げ時は「有効にする」に設定されています。「無効にする」に変更すると、インターネット経由での機器登録を受け付けないようにすることができます。

④ 登録パスワードを変更することができます。変更する場合は、8 文字以内の半角英数字で入力してください。

⑤ このボタンをクリックすると、インターネット経由での機器登録の有効・無効設定と「登録パスワード」の設定が更新されます。

⑥ ［ダウンロード］をクリックすると、インターネット経由での機器登録に必要な情報（ドメイン名、ポート番号、登録パスワード）を暗号化して登録用ファイルをダウンロードします。

ご注意
ブラウザによっては登録用ファイルのダウンロードに対応しないものがあります。

ちょっと一言
- 登録パスワードは、人から推測されにくい文字列を設定してください。
- 機器の登録が完了したかどうかを確認するには、［登録済み機器一覧］の［更新］をクリックしてください。

回線設定

ネットワーク環境に合わせて、ベースステーションに IP アドレスを設定できます。また、ベースステーションの MAC アドレスを調べることもできます。
契約している回線事業者からの資料やモデム、ルーターの説明書にしたがって設定してください。

ご注意

回線設定で IP アドレスを変更、または IP アドレスを「自動（DHCP)」に設定して「セット」をクリックすると、ベースステーションに新しい IP アドレスが設定されるため、ベースステーション設定にアクセスできなくなる場合があります。その場合は、再度ロケーションフリープレイヤーの「ベースステーションリスト」から を選び、[ベースステーション設定] をクリックしてください（☞ 24 ページ)。
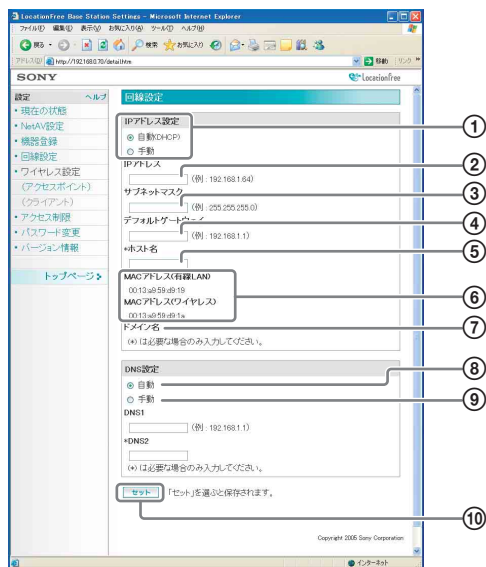
① ルーターやモデムのDHCP機能を利用して、ベースステーションに自動的に IP アドレスを割り当てるか、手動で IP アドレスを設定するかを選びます。
[自動（DHCP)] を選んだときは、ルーターの DHCP サーバーから「IP アドレス」、「サブネットマスク」、「デフォルトゲートウェイ」が自動的に割り当てられます。
[手動] を選んだときは、プロバイダの資料を見ながら「IP アドレス」、「サブネットマスク」、「デフォルトゲートウェイ」、「ホスト名」を入力してください。
お買い上げ時は「自動（DHCP)」に設定されています。

② IP アドレスを入力します。

③ サブネットマスクを入力します。

④ デフォルトゲートウェイを入力します。

⑤ 必要に応じて、ベースステーションのホスト名を入力します。

ちょっと一言

ホスト名は、IP アドレス設定が「自動（DHCP)」のときのみ設定できます。

⑥ ベースステーションの MAC アドレスが表示されます。

⑦ お使いの環境によっては、ドメイン名が表示されます。

⑧ DNS を自動で設定するときに選びます。
DNS の自動設定は、IP アドレス設定が「自動（DHCP)」のときのみ設定できます。
お買い上げ時は「自動」に設定されています。

⑨ DNS を手動で設定するときに選びます。
ここを選んだときは、「DNS1」、「DNS2」を入力してください。

⑩ 各項目を入力し、ここをクリックすると、設定が変更されます。

ワイヤレス設定(アクセスポイント)

ベースステーション底面のワイヤレスモード切り換えスイッチが「AP」のときに設定できます。
ベースステーションをアクセスポイントで使用する場合のワイヤレス設定を変更することができます。
ベースステーションの設定を変更した場合、ワイヤレス接続する機器の設定も変更する必要があります。
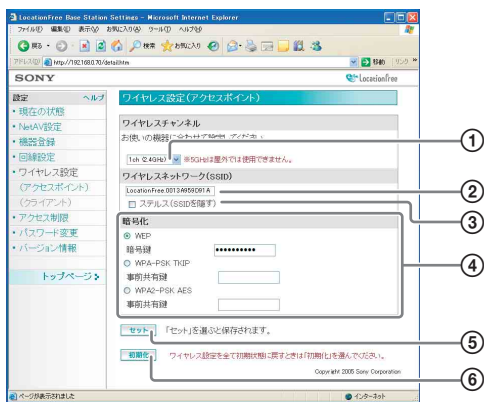
① 各規格のワイヤレス LAN 機器では、次の周波数帯を使用できます。パソコンをベースステーションにワイヤレスで接続する場合は、ワイヤレス LAN 機器に合わせたチャンネルから選択してください。
- IEEE802.11a 準拠のワイヤレス LAN 機器の場合：5GHz
- IEEE802.11b 準拠のワイヤレス LAN 機器の場合：2.4GHz
- IEEE802.11g 準拠のワイヤレス LAN 機器の場合：2.4GHz

② お買い上げ時にすでに文字列が入力されています（文字列はベースステーションの側面に記載されています）。変更する場合は、32 文字以内の半角英数字記号で入力してください。
SSID とは、ワイヤレスネットワークを識別するための ID です。

③ SSID を外部から検出できないように隠蔽する場合（ステルス）は、ここにチェックを入れます。

④ ［WEP］または［WPA-PSK TKIP］、［WPA2-PSK AES］のいずれかの暗号化方式を選び、WEP の場合は［暗号鍵］に、WPA-PSK TKIP または WPA2-PSK AES の場合は［事前共有鍵］に、鍵となる文字列を入力します。

WEP の場合：
文字または 16 進数で暗号鍵を入力します。暗号鍵には、任意の文字列を設定できますが、暗号鍵の長さによって必要文字数が異なります。暗号鍵の必要文字数と使用できる文字は次のとおりです。

暗号鍵長	64bit	128bit
文字入力	5 文字 （半角英数字、記号）	13 文字 （半角英数字、記号）
16 進数入力	10 文字 （0 ～ 9、A ～ F、a ～ f）	26 文字 （0 ～ 9、A ～ F、a ～ f）

WPA-PSK TKIP または WPA2-PSK AES の場合：
8 文字以上 64 文字以内で事前共有鍵を入力します。
64 文字で入力した場合にのみ、使用できる文字は、0 ～ 9、a ～ f、A ～ F になります。

入力方法	文字数
文字入力	8 ～ 63 文字 （半角英数字、記号）
16 進数入力	64 文字 （0 ～ 9、A ～ F、a ～ f）

⑤ 各項目を入力し、ここをクリックすると、ベースステーションの再起動をうながす画面が表示され、「再起動」を選ぶと、設定が変更されます。

⑥ ワイヤレス設定をすべて初期化する場合は、ここをクリックします。

ちょっと一言

- SSIDや暗号鍵、事前共有鍵は、パソコンをベースステーションにワイヤレス接続するときに必要になります。設定した内容を忘れないようにしてください。
- ここで設定した情報は、通常状態でのみ使われます。セットアップモードでは、ベースステーションの側面に記載されている出荷時の設定情報が使われ、2.4GHz帯のチャンネルで動作します。
- 通常状態のワイヤレスチャンネルの初期値は、2.4 GHz帯のチャンネルです。5GHz帯のみに対応するワイヤレス機器をご使用の場合は、ベースステーションのワイヤレスチャンネルを5GHz帯のチャンネルに変更してください。

また、ベースステーションは、ワイヤレスアクセスポイントとして使うことができます。
ベースステーションをワイヤレスアクセスポイントとして使うと、ワイヤレスLAN機能を搭載した機器からベースステーションを経由してインターネットに接続できます。

ちょっと一言

ベースステーションをパソコンのワイヤレスアクセスポイントとして使う場合は、IEEE802.11a/b/gのいずれかに準拠のワイヤレスLAN機能が内蔵されたパソコンか、IEEE802.11a/b/gのいずれかに準拠したワイヤレスLANカードが必要です。IEEE802.11aで接続するには、W52対応の機器が必要です（☞「かんたん準備ガイド」（別紙）裏面の「安全のために」の「ベースステーションのワイヤレス通信について」）。

ご注意

- すべてのワイヤレスLAN機器がベースステーションに接続できることを保証するものではありません。
- ベースステーションをワイヤレスアクセスポイントとして最大16台のワイヤレスLAN機器を接続できますが、接続台数が増えると通信速度が低下する場合があります。例えば、ベースステーションが映像伝送中に、他のワイヤレスLAN機器がベースステーションに接続して通信していると、映像をスムーズに送受信できない場合があります。

ワイヤレス設定（クライアント）

ベースステーション底面のワイヤレスモード切り換えスイッチが「CLIENT」のときに設定できます。

ベースステーションをクライアントモードで使用する場合、ワイヤレスで接続するルーターのSSIDと暗号化の情報（WEPキー）が必要です。ワイヤレスルーターの設定ページなどから確認し、ワイヤレスルーターの設定に合わせて、必要な設定を行ってください。
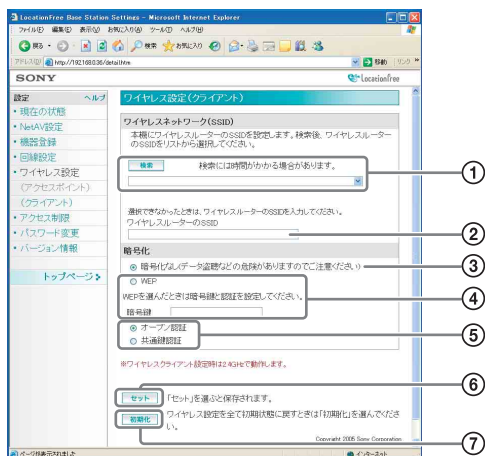
① ［検索］をクリックすると、周囲にあるワイヤレスアクセスポイントのSSID一覧が作成されます。作成された一覧からSSIDを選択して設定できます（［検索］をクリックしてから一覧が作成されるまで数秒かかります）。
② 接続先アクセスポイントのSSIDが隠蔽されている場合は、検索しても一覧に出てきません。この場合、ワイヤレスアクセスポイントのSSIDを直接入力します。
③ 暗号化なしのワイヤレスアクセスポイントに接続する場合は、［暗号化なし］を選びます。
④ WEP暗号化方式のワイヤレスアクセスポイントに接続する場合は、［WEP］を選び、暗号鍵を入力します。
⑤ WEP暗号化方式で用いる認証方式を選びます。

⑥ 各項目を入力し、ここをクリックすると、ベースステーションの再起動をうながす画面が表示され、「再起動」を選ぶと、設定が変更されます。
⑦ ワイヤレス設定をすべて初期化する場合は、ここをクリックします。

ちょっと一言

クライアントモードでは、2.4GHz 帯のワイヤレスチャンネルのみ使用できます。2.4GHz 帯のワイヤレスチャンネルに対応するワイヤレスアクセスポイントをお使いください。

ワイヤレス LAN のセキュリティについて

ご注意

- 暗号鍵や事前共有鍵は、人から推測されにくい文字列を設定してください。
- セキュリティ確保のためお買い上げ後、暗号鍵や事前共有鍵を変更してください。その後も、暗号鍵や事前共有鍵は定期的に変更してください。

ちょっと一言

- ワイヤレス LAN のセキュリティに関する注意は、「かんたん準備ガイド」(別紙) 裏面の「安全のために」の「ベースステーションのワイヤレス通信について」をご覧ください。
- セキュリティ確保のため、ワイヤレス設定は有線 LAN でベースステーションに接続したパソコンで行うことをおすすめします。

本機で対応しているワイヤレス LAN セキュリティ機能について

本機は、ワイヤレスアクセスポイントとして使用する場合は「WEP」、「WPA-PSK TKIP」、「WPA2-PSK AES」、ワイヤレスクライアントとして使用する場合は「暗号化なし」、「WEP」のセキュリティ機能に対応しております。それぞれのセキュリティ機能の特長を以下に説明します。

暗号化なし

設定が容易な反面、特別なツールを使わずに誰でも通信内容の傍受やワイヤレス LAN への侵入が可能です。不正アクセスやデータ盗聴などの危険がありますのでご注意ください。

WEP

IEEE802.11 で規格化されているワイヤレス LAN のセキュリティ技術で、通信を暗号化することで第三者による通信内容の傍受やワイヤレス LAN への侵入を防止します。
64bit または 128bit 長の暗号鍵を設定する必要があり、128bit 鍵を設定する方が暗号が強固になります。従来から多くのワイヤレス LAN 機器が WEP に対応しているので互換性が高いという特長をもちますが、解読技術が存在しますので同じ暗号鍵を長期間使いつづけるのは避けてください。

TKIP

WEP の欠点を改善する目的で開発されたセキュリティ技術で、WEP と比較して強固なセキュリティが実現されます。

AES

WEP や TKIP とは異なる高度な暗号化方式を使用するセキュリティ技術で、WEP や TKIP と比較して強固なセキュリティが実現されます。

本機のワイヤレス LAN セキュリティ設定について

本機をワイヤレスアクセスポイントとして使用する場合

出荷状態ではワイヤレス LAN 通信のセキュリティ設定は WEP です。より高度なセキュリティを実現するため、接続機器の対応機能に応じて WPA-PSK TKIP または WPA2-PSK AES に設定を変更することをおすすめします。

本機をワイヤレスクライアントとして使用する場合

接続先のワイヤレス LAN のセキュリティ設定に応じてベースステーションを設定する必要があります。

アクセス制限

グローバル IP アドレスを持つ機器からベースステーション設定画面へのアクセスを制限するかしないかの設定を行います。
通常、ベースステーション設定画面には、同じ LAN 上のプライベート IP アドレスを持つ機器からのみアクセスできます。しかし、ルーターによっては機器にグローバル IP アドレスを設定できるものがあり、グローバル IP アドレスを設定した場合はベースステーション設定画面にアクセスできません。グローバル IP アドレスを持つ機器からベースステーション設定画面にアクセスするには、以下のアクセス制限設定を行う必要があります。
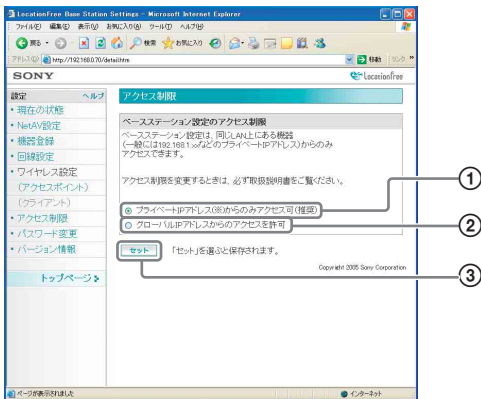
① プライベート IP アドレスを持つ機器からのアクセスのみ許可するときに選びます。
② グローバル IP アドレスを持つ機器からのアクセスを許可するときに選びます。
③ ここをクリックすると、設定が変更されます。

ご注意

- インターネット側（WAN 側）からのセキュリティを保つ場合、ルーターなどのファイアウォール機能によって、このポート 80 番のセキュリティが保たれていることを確認してください。＊ 1
- ルーターなどによってセキュリティが保たれていない場合は、WAN 側のポート 80 番からベースステーションにアクセスされるおそれがあります。セキュリティを確保するため、「パスワード変更」（☞ 34 ページ）を参照し、定期的にパスワードを変更するなどして、他者からの「ベースステーション設定」画面へのログインから守るための設定を行ってください。＊ 2
- 「ベースステーション設定」画面にアクセスしてログインされた場合、以下のようなおそれがあります。＊ 3
  - ベースステーションの設定を変更される
  - 「ベースステーション設定」に他者のモニター機器が登録され、ベースステーションに接続されている機器（ビデオ、DVD など）のコンテンツを、視聴されたり、操作されたりしてしまう

＊ 1 ルーターのセキュリティ設定については、各ルーターメーカーにお問い合わせください。

＊ 2 パスワードの変更は、必ずしも他者からログインされないことを保証するものではありません。

＊ 3 ソニー株式会社は、このような不利益がお客様に発生した場合、一切の責任を負いかねます。自己の責任において設定を行ってください。

パスワード変更

「ベースステーション設定」にログインするときのパスワードを変更することができます。

ご注意

変更したパスワードを忘れた場合、ログインするにはベースステーションの初期化（☞ 36 ページ）が必要となります。
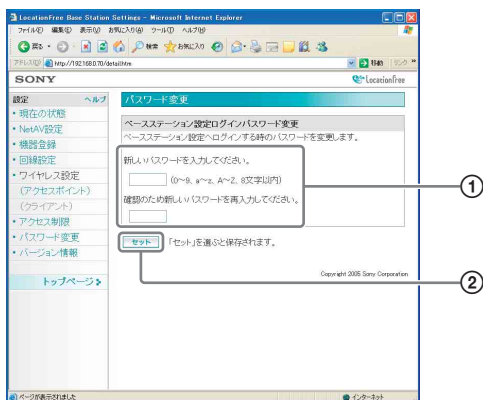
① 新しいパスワードを入力します。
② パスワードを入力し、ここをクリックすると、パスワードが変更されます。

バージョン情報

ベースステーションのソフトウェアバージョンの確認ができます。また、新しいソフトウェアがリリースされたときは、バージョンアップが行えます。
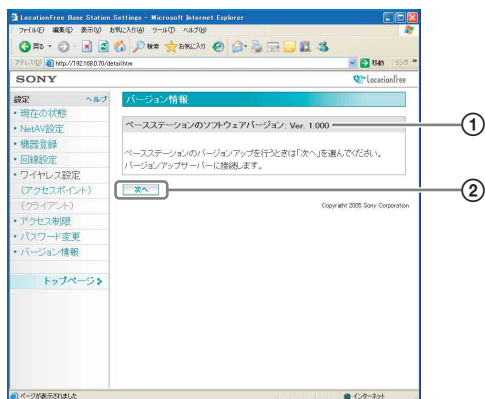
① 現在のソフトウェアバージョンが表示されます。
② ベースステーションのソフトウェアをバージョンアップするときにクリックします。このボタンをクリックすると、バージョンアップページが右フレームに表示されます。画面の指示にしたがって、バージョンアップの操作を行ってください。

ご注意

- ベースステーションのバージョンアップ中にベースステーションやパソコンの電源を切断したり、Web ブラウザを閉じたり、他の設定項目を操作しないでください。
- ベースステーションのバージョンアップ中は機器登録やベースステーションへの接続はできません。また、ベースステーションの設定変更はできません。
- バージョンアップ終了後は、自動的にベースステーションを再起動します。

自己診断表示について

使用中に異常が生じたときは、電源を入れたときにベースステーション正面の電源ランプがベースステーションの状態をお知らせします。次の表でランプの症状と対処のしかたを確認してください。症状が改善されない場合は、ロケーションフリーカスタマーサポートセンター（裏表紙）にお問い合わせください。

自己診断表示ランプ
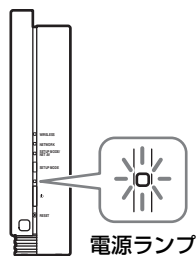
ベースステーションの電源ランプの症状	原因	対処のしかた
赤色で点滅 （赤）	ハードウェアまたは設定ファイルに異常の恐れがあります。	❶ ベースステーションの電源の入 / 切を再度行う。 ❷ ベースステーションを初期化する（☞ 36 ページ）。 ❸ 症状が変わらなければ、ロケーションフリーカスタマーサポートセンター（裏表紙）へお問い合わせください。

ベースステーションの初期化

ベースステーションを初期化すると、すべての設定がお買い上げ時の設定に戻ります。

ご注意

初期化すると、機器登録を含めてすべての情報が消去されますのでご注意ください。

ちょっと一言

ワイヤレス設定をお買い上げ時の設定に戻したい場合は、ベースステーションの初期化ではなく、ワイヤレス設定の初期化（☞ 30、32 ページ）を行ってください。

1 ベースステーションの電源を切る。

2 ベースステーション正面にあるリセットボタンを押しながら、電源を入れ直す。

リセットボタンはペンなどを使って、ベースステーション正面のセットアップモード/NetAV ランプが赤く点灯するまで押し続けてください。

ベースステーション正面
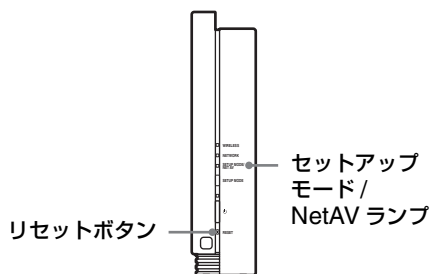
故障かな？と思ったら

修理に出す前に、もう一度点検をしてください。それでも正常に動作しないときは、ロケーションフリーカスタマーサポートセンター（裏表紙）にご相談ください。

ベースステーション

症状	対処のしかた
ベースステーションの電源が切れない。	電源ボタンを 3 秒以上押し続けてください。強制的に電源が切れます。
セットアップモードにできない。	• ベースステーションの電源がついているかを確認してください。 • セットアップモード /NetAV ランプがオレンジ色で点滅しているか確認してください。
セットアップモード /NetAV ランプがオレンジ色に点灯する。	自動 NetAV テストに失敗しています。原因を確認するには、ロケーションフリープレイヤーから接続するベースステーションのベースステーション設定画面を開き（☞ 24 ページ）、NetAV テストを行い、表示されるメッセージにしたがって設定を確認してください。
ベースステーションのネットワークランプが点灯しない。	• 回線に正しく接続されていますか？ 「準備と設置」（☞ 9 ページ）を参照し、回線の接続を確認してください。 • ベースステーションをルーターとワイヤレスで接続している場合は、「ワイヤレス設定（クライアント）」（☞ 31 ページ）をご覧になり、設定を確認してください。 • モデムやルーターの電源が入っていますか？ 入っている場合は、いったん電源を切り、しばらくたってから再度電源を入れ直してください。 • LAN ケーブルの接続を確認してください。 • 正しい LAN ケーブル（ストレートケーブルまたはクロスケーブル）を使っていますか？ ケーブルの種類については接続機器の取扱説明書、または回線事業者にお問い合わせください。 • 同時に 1 つの端末しかインターネットに接続できない契約の場合、先に他の機器を接続しているときは接続できません。
IP アドレスなどの値が自動的に割り当てられない（値が表示されない）。	• LAN ケーブルの接続を確認してください。 • ルーターの DHCP サーバーが有効になっているか確認してください。 • 「回線設定」（☞ 28 ページ）をご覧になり、IP アドレスを手動で設定してください。

症状	対処のしかた
ベースステーションのワイヤレスランプが点滅したまま、点灯にならない。	● ベースステーションをワイヤレスルーターの近くに移動し、ワイヤレスランプの状態を確認してください。 点灯する場合：設定は正しくできていますが、ベースステーションの設置場所までワイヤレスが届いていないようです。電波干渉が起きていないか、また距離が離れすぎていないか確認してください。 点滅する場合：ワイヤレス設定（クライアント）が正しくできていないようです。もう一度設定し直してください（☞ 31 ページ）。
パソコンをベースステーションにワイヤレス接続できない。	● ワイヤレス LAN は正しく設定されていますか？「① ワイヤレスルーターに接続するための準備を行う」（☞ 10 ページ）で行った設定と同じ情報をパソコンに設定してください。 ● 使用するパソコンまたはワイヤレス LAN カードが対応している周波数帯（2.4GHz 帯または 5GHz 帯）を確認し、その周波数帯で動作するようにベースステーションを設定してください。5GHz 帯を使用する場合は、接続機器が W52 に対応している必要があります。 ● ベースステーションのワイヤレスモードはアクセスポイントになっていますか？

ベースステーション設定

症状	対処のしかた
ベースステーション設定画面が開けない。	● ベースステーションとパソコンが同じ LAN 上にないときは、［ベースステーション設定］はクリックできません。 ● ベースステーション設定画面にアクセスする機器の IP アドレスがグローバル IP アドレスになっていませんか？お買い上げ時、グローバル IP アドレスからはベースステーション設定画面にアクセスできない設定になっています。機器の IP アドレスを 192.168.1.xx などのプライベート IP アドレスに変更してから、［ベースステーション設定］をクリックしてください。 ● プロキシが必要なネットワークにベースステーションを接続するときは、インターネットエクスプローラーの「インターネットオプション」の「接続」タブにある「ローカルエリアネットワーク（LAN）の設定」の［LAN の設定］の［詳細設定］で、プロキシを使用しないアドレスとしてベースステーションの IP アドレスを設定してください。詳しくはロケーションフリーホームページの「Q&A」（http://www.sony.co.jp/locationfree/QA/）をご覧ください。 ● 有線 LAN で接続しているときに、ベースステーションの IP アドレスを誤って設定した場合には、ベースステーションと接続できなくなります。ワイヤレス接続で設定を変更するか、初期化を行ってください。

症状	対処のしかた
設定画面を開くためのユーザー名、パスワードが認証されない。	● ユーザー名は正しいですか？ ユーザー名は lfx（小文字でエル・エフ・エックス）です。 ● パスワードは正しいですか？初期パスワードはベースステーション側面のシールおよび「かんたん準備ガイド」（別紙）のシールに記載されているログインパスワード（LoginPassword）です。 ● アルファベットの大文字、小文字は合っていますか？ 大文字、小文字は区別されます。
設定画面を開くためのパスワードを忘れてしまった。	● 初期パスワードはベースステーション側面のシールおよび「かんたん準備ガイド」（別紙）のシールに記載されているログインパスワード（LoginPassword）です。 ● 自分で変更したパスワードを忘れた場合は、ベースステーションの初期化が必要です（☞ 36 ページ）。初期化後はベースステーション側面のシールおよび「かんたん準備ガイド」（別紙）のシールに記載された初期パスワードを入力してください。
設定画面で設定したとたんに、設定画面が表示されなくなった。	● 有線 LAN でベースステーションの設定を行っている場合は、「回線設定」から IP アドレスを変更したときは、設定画面にアクセスできなくなります。その場合は、再度ロケーションフリープレイヤーから［ベースステーション設定］をクリックして、ベースステーション設定画面を開いてください。

NetAV テスト

症状	対処のしかた
ベースステーションのネットワークランプが点灯しない。	「ベースステーション」の「ベースステーションのネットワークランプが点灯しない」の項目（☞ 37 ページ）を確認してください。
セットアップモード /NetAV ランプがオレンジ色に点灯している。	自動 NetAV テストに失敗しています。原因を確認するには、ロケーションフリープレイヤーから接続するベースステーションのベースステーション設定画面を開き（☞ 24 ページ）、NetAV テストを行い、表示されるメッセージにしたがって設定を確認してください。
NetAV テストの画面が表示されない。	「ベースステーション」の「ベースステーションのネットワークランプが点灯しない」の項目（☞ 37 ページ）を確認してください。
セットアップモード /NetAV ランプが緑色に点灯したままになっている。	他のモニター機器がベースステーションに接続しています。
NetAV テストに失敗する。	NetAV テストの画面内に表示された内容にしたがって、設定を確認し、NetAV テストをやり直してください。

- インターネットの接続についてのご質問は、ご利用の回線事業者やプロバイダにお問い合わせください。
- よくある質問についてのページ　**http://www.sony.co.jp/locationfree/QA/**

保証書とアフターサービス

本機の保証書およびアフターサービスは日本国内においてのみ有効です。本機は日本国内のみで使用できます。

保証書

- この製品には保証書が添付されていますので、お買い上げの際お受け取りください。
- 所定事項の記入および記載内容をお確かめのうえ、大切に保存してください。
- 保証期間は、お買い上げ日より1年間です。

アフターサービス

調子が悪いときはまずチェックを

「故障かな？と思ったら」の項を参考にして、故障かどうかをお調べください。

それでも具合の悪いときはロケーションフリー カスタマーサポートセンターへ

ロケーションフリーカスタマーサポートセンター（裏表紙）にご相談ください。
インターネットの接続については、ご利用の回線事業者またはプロバイダにお問い合わせください。

修理について

当社では、当社指定業者がお客様宅に伺い、ベースステーション、AC パワーアダプターを合わせて引取修理します。
修理完了後に、再度お届けします。詳しくは、本取扱説明書裏表紙の「ご案内」をご覧ください。なお、修理の際にユーザー情報、各種設定の他、すべてのデータが消えてしまう恐れがありますので、必要な情報は控えておくようにしてください。
なお、修理・点検の際、不具合症状の発生・改善などの確認のために必要最小限の範囲で本機のデータを確認することがあります。

保証期間中の修理は

保証書の記載内容に基づいて修理させていただきます。詳しくは保証書をご覧ください。

保証期間経過後の修理は

修理によって機能が維持できる場合は、ご要望により日本国内にて有料で修理させていただきます。

部品の保有期間について

当社では、製品の補修用性能部品（製品の機能を維持するために必要な部品）を、製造打ち切り後8年間保有しています。この部品保有期間を修理可能期間とさせていただきます。保有期間が経過した後も、故障箇所によっては修理可能の場合がありますので、ロケーションフリーカスタマーサポートセンター（裏表紙）にご相談ください。

部品の交換について

この商品は修理の際に交換した部品を再生、再利用する場合があります。また、交換した部品を回収させていただきます。

ご相談になるときは、次のことをお知らせください。

型名：	LF-PK20
製造番号：	ベースステーション側面または保証書に記載されています
故障の状態：	できるだけくわしく
購入年月日：	

お買い上げ店
TEL.

Warranty and customer support are provided for customers in Japan only. This product is designed for Japanese broadcasting standards and cannot be used in any other country.

主な仕様

システム

受信方式　NTSC方式
受信チャンネル　VHF 1～12チャンネル
UHF 13～62チャンネル
CATV C13～C63チャンネル
選局方式　PLLシンセサイザー方式

入出力端子

VHF/UHF端子　VHF/UHF 75 Ω F型コネクター
ビデオ入力1端子
S映像：4ピンミニDIN
Y：1 Vp-p、75 Ω、不平衡、同期負
C：0.286 Vp-p（バースト信号）、75 Ω
映像：ピンジャック、1 Vp-p、75 Ω、不平衡、同期負
音声：ピンジャック、2チャンネル、500 mVrms、インピーダンス47 kΩ
ビデオ入力2端子
映像：ピンジャック、1 Vp-p、75 Ω、不平衡、同期負
音声：ピンジャック、2チャンネル、500 mVrms、インピーダンス47 kΩ
ビデオ出力端子
S映像：4ピンミニDIN
Y：1 Vp-p、75 Ω、不平衡、同期負
C：0.286 Vp-p（バースト信号）、75 Ω
映像：ピンジャック、1 Vp-p、75 Ω、不平衡、同期負
音声：ピンジャック、2チャンネル、500 mVrms、インピーダンス4.7 kΩ
DC IN端子　DC（12 V）
LAN端子　10BASE-T/100BASE-TX、RJ45コネクター（1）
AVマウス出力　ミニジャック（2）

電源部・その他

消費電力　約12.4 W（テレビ視聴時）
約1.8 W（電源オフ、ACパワーアダプター装着時）
動作温度　0 °C～35 °C
保存温度　－10 °C～＋60 °C
外形寸法　約192 × 128 × 46（mm）
（最大突起部含まず）
質量　約480 g
準拠規格　アクセスポイントモード
IEEE802.11 a/b/g（セットアップモード時はIEEE802.11 b/g）
クライアントモード
IEEE802.11 b/g
使用周波数帯　アクセスポイントモード
2.4GHz帯：1,6,11ch
5GHz帯：36,40,44,48ch(W52)
クライアントモード
2.4GHz帯：1-13ch
変調方式　DS-SS/OFDM
電源　ACパワーアダプター使用時：
100 V、50/60 Hz
付属品
- ロケーションフリーベースステーション LF-PK20（1）
- ACパワーアダプター（1）
- 電源コード（1）
- スタンド（1）
- アンテナ接続ケーブル（1）
- AVマウス（1）
- 取扱説明書（1）
- かんたん準備ガイド（1）
  - 安全のために
  - ダイナミックDNS利用に関するお知らせ
- アナログ停波のお知らせ（1）
- 保証書（1）
- 「使用上のご注意」シール（1）

つづく

別売りアクセサリー

ロケーションフリープレイヤー LFA-PC20
映像・音声コード YC-810S
プラグアダプター PC-230M
AV マウス延長ケーブル RK-G131（3 m）
AV マウス VM-50
アンテナ接続ケーブル EAC-D15SS など

2006 年 9 月現在の別売りアクセサリーです。
万一、品切れや生産完了のときはご容赦ください。

仕様および外観は、改良のため予告なく変更することがありますが、ご了承ください。

索引

ほ

り

る

ろ

わ

アナログ停波のお知らせ

2011 年 7 月 24 日に現行のアナログテレビ放送は終了します。それ以降本機をお使いになるためには、以下の対応が必要になります。ただし、画質はハイビジョンではなく標準画質となりますので、ご了承ください。

デジタルチューナーと接続する

地上デジタル放送用デジタルチューナーと接続する。または同チューナーを内蔵した DVD レコーダーなどと接続する。

※UHF アンテナなどの設備が別途必要な場合があります。

ケーブルテレビで視聴する

ケーブルテレビ専用のセットトップボックスと接続する。ケーブルテレビによっては、地上デジタル放送用デジタルチューナーが必要な場合もあります。詳しくはケーブルテレビ会社にお問い合わせください。

商標などについて

- "LocationFree（ロケーションフリー）"はソニー株式会社の登録商標です。
- その他、本書に記載されているシステム名、製品名は、一般に各開発メーカーの登録商標あるいは商標です。
  なお、本文中では ™、® マークは明記していません。

ソフトウェアに関する重要なお知らせ

この度は弊社製ロケーションフリーベースステーション LF-PK20（以下「本製品」とします）をお買い上げいただきありがとうございます。
本製品のご使用を開始される前に必ず、本製品に含まれるソフトウェアに関するこのお知らせをお読みください。
お客様による本製品の使用開始をもって、このお知らせの内容をご確認の上、ご同意いただけたものとさせていただきます。

ソフトウェア使用許諾契約書

本製品に含まれるソフトウェア（以下「許諾ソフトウェア」とします）につきまして、下記のソフトウェア使用許諾契約書をお読みください。

なお、本製品には GNU Lesser General Public License の適用を受けるソフトウェアが含まれていますが、かかるソフトウェアは「許諾ソフトウェア」には含まれず、下記ソフトウェア使用許諾契約書の対象とはなりませんのでご注意ください。GNU LGPL 適用ソフトウェアの使用許諾条件については、「GNU LGPL 適用ソフトウェアに関するお知らせ」をご覧ください。

ソフトウェア使用許諾契約書

本契約は、お客様（以下「使用者」とします）と弊社（以下「ソニー」とします）との間での許諾ソフトウェアの使用権の許諾に関して合意するものです。

第 1 条（総則）
ソニーは、許諾ソフトウェアの日本国内における非独占的かつ譲渡不能な使用権を使用者に許諾します。

第 2 条（使用権）
1. 本契約によって生ずる許諾ソフトウェアの使用権とは、本製品上においてのみ、使用者が許諾ソフトウェアを使用する権利をいいます。
   使用者は、かかる許諾ソフトウェアの使用に必要な範囲において、本製品の取扱説明書の許諾ソフトウェアに関連する部分を使用できるものとします。
2. 使用者は、許諾ソフトウェアおよび関連書類の一部もしくは全部を複製、複写もしくは修正、追加等の改変をすることができません。
3. 許諾ソフトウェアの使用は私的範囲に限定されるものとし、許諾ソフトウェアを営利目的を含むいかなる目的でも貸与または頒布する事はできません。
4. 使用者は、許諾ソフトウェアを取扱説明書に記載の使用方法に沿って使用するものとします。

第 3 条（許諾条件）
1. 使用者は、前条に規定する使用権を第三者に譲渡することはできないものとします。
2. 使用者は、許諾ソフトウェアおよび関連書類等を日本国外に輸出、移送をしてはならないものとします。
3. 使用者は、許諾ソフトウェアに関し逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業を行ってはならないものとします。

第 4 条（許諾ソフトウェアの権利）
許諾ソフトウェアおよびその関連書類に関する著作権等一切の権利は、ソニーまたはソニーが許諾ソフトウェアの再許諾権を許諾された原権利者（以下原権利者とします）に帰属するものとし、使用者は許諾ソフトウェアおよびその関連書類に関して本契約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しないものとします。

第 5 条（ソニーおよび原権利者の免責）
ソニーおよび原権利者は、許諾ソフトウェアについて何等の保証を行うものではなく、使用者が本契約に基づき許諾された使用権を行使することにより生じた使用者もしくは第三者の損害に関していかなる責任も負わないものとします。但し、これを制限する別途法律の定めがある場合はこの限りではありません。

第 6 条（第三者に対する責任）
使用者が許諾ソフトウェアを使用することにより、第三者との間で著作権、特許権その他の知的財産権の侵害を理由として紛争を生じたときは、使用者自身が自らの費用で解決するものとし、ソニーおよび原権利者に一切の迷惑をかけないものとします。

第 7 条（秘密保持）
使用者は、本契約により提供される許諾ソフトウェア、その関連書類等の情報および本契約の内容のうち公然と知られていないものについて秘密を保持するものとし、ソニーの承諾を得ることなく第三者に開示または漏洩しないものとします。

第 8 条（契約の解除）
ソニーは、使用者において次の各号の一に該当する事由があるときは、直ちに本契約を解除し、またはそれによって蒙った損害の賠償を使用者に対し請求できるものとします。
(1) 本契約に定める条項に違反したとき
(2) 差押、仮差押、仮処分その他強制執行の申立を受けたとき

第 9 条（許諾ソフトウェアの廃棄）
前条の規定により本契約が終了した場合、使用者は契約の終了した日から 2 週間以内に許諾ソフトウェア、関連書類およびその複製物を廃棄するものとし、その旨を証明する文書をソニーに差し入れするものとします。

第 10 条（その他）
1. 本契約の一部が法律によって無効となった場合でも、当該条項以外は有効に存続するものとします。
2. 本契約に定めなき事項もしくは本契約の解釈に疑義を生じた場合には、ソニー、使用者は誠意をもって協議し、解決するものとします。

以　上

GNU LGPL適用ソフトウェアに関するお知らせ

本製品には、以下のGNU Lesser General Public License（以下「LGPL」とします）の適用を受けるソフトウェアが含まれております。お客様は添付のLGPLの条件に従いこれらのソフトウェアのソースコードの入手、改変、再配布の権利があることをお知らせいたします。

パッケージリスト

LIVE.COM Streaming Media

これらのソースコードは、Webでご提供しております。
ダウンロードする際には、以下のURLにアクセスしてください。
http://www.sony.co.jp/locationfree/
なお、ソースコードの中身についてのお問い合わせはご遠慮ください。

GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE

Version 2.1, February 1999

[This is the first released version of the Lesser GPL. It also counts as the successor of the GNU Library Public License, version 2, hence the version number 2.1.]

Preamble

The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public Licenses are intended to guarantee your freedom to share and change free software--to make sure the software is free for all its users.

This license, the Lesser General Public License, applies to some specially designated software packages--typically libraries--of the Free Software Foundation and other authors who decide to use it. You can use it too, but we suggest you first think carefully about whether this license or the ordinary General Public License is the better strategy to use in any particular case, based on the explanations below.

When we speak of free software, we are referring to freedom of use, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish); that you receive source code or can get it if you want it; that you can change the software and use pieces of it in new free programs; and that you are informed that you can do these things.

To protect your rights, we need to make restrictions that forbid distributors to deny you these rights or to ask you to surrender these rights. These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the library or if you modify it.

For example, if you distribute copies of the library, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that we gave you. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. If you link other code with the library, you must provide complete object files to the recipients, so that they can relink them with the library after making changes to the library and recompiling it. And you must show them these terms so they know their rights.

We protect your rights with a two-step method: (1) we copyright the library, and (2) we offer you this license, which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the library.
To protect each distributor, we want to make it very clear that there is no warranty for the free library. Also, if the library is modified by someone else and passed on, the recipients should know that what they have is not the original version, so that the original author's reputation will not be affected by problems that might be introduced by others.

Finally, software patents pose a constant threat to the existence of any free program. We wish to make sure that a company cannot effectively restrict the users of a free program by obtaining a restrictive license from a patent holder. Therefore, we insist that any patent license obtained for a version of the library must be consistent with the full freedom of use specified in this license.

Most GNU software, including some libraries, is covered by the ordinary GNU General Public License. This license, the GNU Lesser General Public License, applies to certain designated libraries, and is quite different from the ordinary General Public License. We use this license for certain libraries in order to permit linking those libraries into non-free programs.

When a program is linked with a library, whether statically or using a shared library, the combination of the two is legally speaking a combined work, a derivative of the original library. The ordinary General Public License therefore permits such linking only if the entire combination fits its criteria of freedom. The Lesser General Public License permits more lax criteria for linking other code with the library.

We call this license the "Lesser" General Public License because it does Less to protect the user's freedom than the ordinary General Public License. It also provides other free software developers Less of an advantage over competing non-free programs. These disadvantages are the reason we use the ordinary General Public License for many libraries. However, the Lesser license provides advantages in certain special circumstances.

For example, on rare occasions, there may be a special need to encourage the widest possible use of a certain library, so that it becomes a de-facto standard. To achieve this, non-free programs must be allowed to use the library. A more frequent case is that a free library does the same

job as widely used non-free libraries. In this case, there is little to gain by limiting the free library to free software only, so we use the Lesser General Public License.

In other cases, permission to use a particular library in non-free programs enables a greater number of people to use a large body of free software. For example, permission to use the GNU C Library in non-free programs enables many more people to use the whole GNU operating system, as well as its variant, the GNU/Linux operating system.

Although the Lesser General Public License is Less protective of the users' freedom, it does ensure that the user of a program that is linked with the Library has the freedom and the wherewithal to run that program using a modified version of the Library.

The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow. Pay close attention to the difference between a "work based on the library" and a "work that uses the library". The former contains code derived from the library, whereas the latter must be combined with the library in order to run.

TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION

0. This License Agreement applies to any software library or other program which contains a notice placed by the copyright holder or other authorized party saying it may be distributed under the terms of this Lesser General Public License (also called "this License"). Each licensee is addressed as "you".

A "library" means a collection of software functions and/or data prepared so as to be conveniently linked with application programs (which use some of those functions and data) to form executables.

The "Library", below, refers to any such software library or work which has been distributed under these terms. A "work based on the Library" means either the Library or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Library or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated straightforwardly into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".)

"Source code" for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For a library, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the library.

Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running a program using the Library is not restricted, and output from such a program is covered only if its contents constitute a work based on the Library (independent of the use of the Library in a tool for writing it). Whether that is true depends on what the Library does and what the program that uses the Library does.

1. You may copy and distribute verbatim copies of the Library's complete source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and distribute a copy of this License along with the Library.

You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

2. You may modify your copy or copies of the Library or any portion of it, thus forming a work based on the Library, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

    a) The modified work must itself be a software library.
    b) You must cause the files modified to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.
    c) You must cause the whole of the work to be licensed at no charge to all third parties under the terms of this License.
    d) If a facility in the modified Library refers to a function or a table of data to be supplied by an application program that uses the facility, other than as an argument passed when the facility is invoked, then you must make a good faith effort to ensure that, in the event an application does not supply such function or table, the facility still operates, and performs whatever part of its purpose remains meaningful.

    (For example, a function in a library to compute square roots has a purpose that is entirely well-defined independent of the application. Therefore, Subsection 2d requires that any application-supplied function or table used by this function must be optional: if the application does not supply it, the square root function must still compute square roots.)

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Library, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Library, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Library.

In addition, mere aggregation of another work not based on the Library with the Library (or with a work based on the Library) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

3. You may opt to apply the terms of the ordinary GNU General Public License instead of this License to a given copy of the Library. To do this, you must alter all the notices that refer to this License, so that they refer to the ordinary GNU General Public License, version 2, instead of to this License. (If a newer version than version 2 of the ordinary GNU General Public License has appeared, then you can specify that version instead if you wish.) Do not make any other change in these notices.

Once this change is made in a given copy, it is irreversible for that copy, so the ordinary GNU General Public License applies to all subsequent copies and derivative works made from that copy.

This option is useful when you wish to copy part of the code of the Library into a program that is not a library.

4. You may copy and distribute the Library (or a portion or derivative of it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange.

If distribution of object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place satisfies the requirement to distribute the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

5. A program that contains no derivative of any portion of the Library, but is designed to work with the Library by being compiled or linked with it, is called a "work that uses the Library". Such a work, in isolation, is not a derivative work of the Library, and therefore falls outside the scope of this License.

However, linking a "work that uses the Library" with the Library creates an executable that is a derivative of the Library (because it contains portions of the Library), rather than a "work that uses the library". The executable is therefore covered by this License. Section 6 states terms for distribution of such executables.

When a "work that uses the Library" uses material from a header file that is part of the Library, the object code for the work may be a derivative work of the Library even though the source code is not. Whether this is true is especially significant if the work can be linked without the Library, or if the work is itself a library. The threshold for this to be true is not precisely defined by law.

If such an object file uses only numerical parameters, data structure layouts and accessors, and small macros and small inline functions (ten lines or less in length), then the use of the object file is unrestricted, regardless of whether it is legally a derivative work. (Executables containing this object code plus portions of the Library will still fall under Section 6.)

Otherwise, if the work is a derivative of the Library, you may distribute the object code for the work under the terms of Section 6. Any executables containing that work also fall under Section 6, whether or not they are linked directly with the Library itself.

6. As an exception to the Sections above, you may also combine or link a "work that uses the Library" with the Library to produce a work containing portions of the Library, and distribute that work under terms of your choice, provided that the terms permit modification of the work for the customer's own use and reverse engineering for debugging such modifications.

You must give prominent notice with each copy of the work that the Library is used in it and that the Library and its use are covered by this License. You must supply a copy of this License. If the work during execution displays copyright notices, you must include the copyright notice for the Library among them, as well as a reference directing the user to the copy of this License. Also, you must do one of these things:

a) Accompany the work with the complete corresponding machine-readable source code for the Library including whatever changes were used in the work (which must be distributed under Sections 1 and 2 above); and, if the work is an executable linked with the Library, with the complete machine-readable "work that uses the Library", as object code and/or source code, so that the user can modify the Library and then relink to produce a modified executable containing the modified Library. (It is understood that the user who changes the contents of definitions files in the Library will not necessarily be able to recompile the application to use the modified definitions.)
b) Use a suitable shared library mechanism for linking with the Library. A suitable mechanism is one that (1) uses at run time a copy of the library already present on the user's computer system, rather than copying library functions into the executable, and (2) will operate properly with a modified version of the library, if the user installs one, as long as the modified version is interface-compatible with the version that the work was made with.
c) Accompany the work with a written offer, valid for at least three years, to give the same user the materials specified in Subsection 6a, above, for a charge no more than the cost of performing this distribution.
d) If distribution of the work is made by offering access to copy from a designated place, offer equivalent access to copy the above specified materials from the same place.
e) Verify that the user has already received a copy of these materials or that you have already sent this user a copy.

For an executable, the required form of the "work that uses the Library" must include any data and utility programs needed for reproducing the executable from it. However, as a special exception, the materials to be distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

It may happen that this requirement contradicts the license restrictions of other proprietary libraries that do not normally accompany the operating system. Such a contradiction means you cannot use both them and the Library together in an executable that you distribute.

7. You may place library facilities that are a work based on the Library side-by-side in a single library together with other library facilities not covered by this License, and distribute such a combined library, provided that the separate distribution of the work based on the Library and of the other library facilities is otherwise permitted, and provided that you do these two things:

   a) Accompany the combined library with a copy of the same work based on the Library, uncombined with any other library facilities. This must be distributed under the terms of the Sections above.
   b) Give prominent notice with the combined library of the fact that part of it is a work based on the Library, and explaining where to find the accompanying uncombined form of the same work.

8. You may not copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.

9. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Library or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Library (or any work based on the Library), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Library or works based on it.

10. Each time you redistribute the Library (or any work based on the Library), the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute, link with or modify the Library subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein. You are not responsible for enforcing compliance by third parties with this License.

11. If, as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Library at all. For example, if a

patent license would not permit royalty-free redistribution of the Library by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Library.

If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply, and the section as a whole is intended to apply in other circumstances.

It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through that system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a licensee cannot impose that choice.

This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

12. If the distribution and/or use of the Library is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Library under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.

13. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the Lesser General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

Each version is given a distinguishing version number. If the Library specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Library does not specify a license version number, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

14. If you wish to incorporate parts of the Library into other free programs whose distribution conditions are incompatible with these, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

NO WARRANTY

15. BECAUSE THE LIBRARY IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE LIBRARY, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE LIBRARY "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE LIBRARY IS WITH YOU. SHOULD THE LIBRARY PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

16. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/OR REDISTRIBUTE THE LIBRARY AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE LIBRARY (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE LIBRARY TO OPERATE WITH ANY OTHER SOFTWARE), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

END OF TERMS AND CONDITIONS

How to Apply These Terms to Your New Libraries

If you develop a new library, and you want it to be of the greatest possible use to the public, we recommend making it free software that everyone can redistribute and change. You can do so by permitting redistribution under these terms (or, alternatively, under the terms of the ordinary General Public License).

To apply these terms, attach the following notices to the library. It is safest to attach them to the start of each source file to most effectively convey the exclusion of warranty; and each file should have at least the "copyright" line and a pointer to where the full notice is found.

<one line to give the library's name and an idea of what it does.>
Copyright (C) <year> <name of author>

This library is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU Lesser General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2.1 of the License, or (at your option) any later version.

This library is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU Lesser General Public License for more details.

You should have received a copy of the GNU Lesser General Public License along with this library; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

Also add information on how to contact you by electronic and paper mail.

You should also get your employer (if you work as a programmer) or your school, if any, to sign a "copyright disclaimer" for the library, if necessary. Here is a sample; alter the names:

Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the library `Frob' (a library for tweaking knobs) written by James Random Hacker.

signature of Ty Coon, 1 April 1990
Ty Coon, President of Vice

That's all there is to it!

AES Encryption Library

LICENSE TERMS

The free distribution and use of this software in both source and binary form is allowed (with or without changes) provided that:

1. Distributions of this source code include the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer;
2. Distributions in binary form include the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other associated materials;
3. The copyright holder's name is not used to endorse products built using this software without specific written permission.

ALTERNATIVELY, provided that this notice is retained in full, this product may be distributed under the terms of the GNU General Public License (GPL), in which case the provisions of the GPL apply INSTEAD OF those given above.

DISCLAIMER

This software is provided 'as is' with no explicit or implied warranties in respect of its properties, including, but not limited to, correctness and/or fitness for purpose.

MD5 - Message Digest

License to copy and use this software is granted provided that it is identified as the "RSA Data Security, Inc. MD5 Message Digest Algorithm" in all material mentioning or referencing this software or this function.

License is also granted to make and use derivative works provided that such works are identified as "derived from the RSA Data Security, Inc. MD5 Message Digest Algorithm" in all material mentioning or referencing the derived work.

RSA Data Security, Inc. makes no representations concerning either the merchantability of this software or the suitability of this software for any particular purpose. It is provided "as is" without express or implied warranty of any kind.

These notices must be retained in any copies of any part of this documentation and/or software.

OpenSSL

<OpenSSL>
Copyright (c) 1998-2001 The OpenSSL Project. All rights reserved.
Copyright (c) 1995-1998 Eric Young (eay@cryptsoft.com) All rights reserved.

This product includes software developed by the OpenSSL Project for use in the OpenSSL Toolkit (http://www.openssl.org/).

OpenSSL License

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.
3. All advertising materials mentioning features or use of this software must display the following acknowledgment: "This product includes software developed by the OpenSSL Project for use in the OpenSSL Toolkit. (http://www.openssl.org/)"
4. The names "OpenSSL Toolkit" and "OpenSSL Project" must not be used to endorse or promote products derived from this software without prior written permission. For written permission, please contact openssl-core@openssl.org.
5. Products derived from this software may not be called "OpenSSL" nor may "OpenSSL" appear in their names without prior written permission of the OpenSSL Project.
6. Redistributions of any form whatsoever must retain the following acknowledgment:
   "This product includes software developed by the OpenSSL Project for use in the OpenSSL Toolkit (http://www.openssl.org/)"

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE OpenSSL PROJECT "AS IS" AND ANY EXPRESSED OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE OpenSSL PROJECT OR ITS CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

Original SSLeay License

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.
3. All advertising materials mentioning features or use of this software must display the following acknowledgement:
   "This product includes cryptographic software written by Eric Young (eay@cryptsoft.com)"
   The word "cryptographic" can be left out if the rouines from the library being used are not cryptographic related :-).
4. If you include any Windows specific code (or a derivative thereof) from the apps directory (application code) you must include an acknowledgement:
   "This product includes software written by Tim Hudson (tjh@cryptsoft.com)"

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY ERIC YOUNG "AS IS" AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR OR CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

ご案内

本製品に関するお問い合わせは「ロケーションフリーカスタマーサポートセンター」へ

ロケーションフリーカスタマーサポートセンター

- **ナビダイヤル** **0570-05-0005**
  （全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます）
- **携帯電話・PHS でのご利用は** **0191-31-8595**
  受付時間：月～金　午前 9 時～午後 8 時
  土・日・祝日　午前 9 時～午後 5 時
- **よくある質問についてのページ ...... http://www.sony.co.jp/locationfree/QA/**

ケーブルモデムや ADSL モデムの設定、インターネットへの接続など、ネットワークへの接続については、ご利用の回線事業者またはプロバイダへお問い合わせください。

万一不具合が生じた場合は

製品の品質には万全を期しておりますが、万一ご使用中に動作しない、記録できないなどの故障が生じた場合は、上記のロケーションフリーカスタマーサポートセンターまでご連絡ください。修理に関するご案内をさせていただきます。
また修理が必要な場合は、当社指定宅配業者がお客様宅まで伺い、引取修理をさせていただきます。その際には、故障箇所にかかわらず、ベースステーションと AC パワーアダプターを合わせて、お渡しください。

ロケーションフリーテレビのホームページ

- **http://www.sony.co.jp/locationfree/**

ソニー株式会社　〒 108-0075　東京都港区港南 1-7-1

この説明書は、古紙 70％以上の再生紙と、
VOC（揮発性有機化合物）ゼロ植物油型インキを使用しています。

Printed in Japan